

玉野市総合計画（素案）

平成31年1月

玉野市

目 次

第1章 序論-----P 1

第1節 計画策定の意義-----P 1

第2節 計画の構成-----P 1

第3節 玉野市の概況-----P 2

第4節 まちづくりの課題-----P 5

第5節 策定に当たっての取組-----P 7

第2章 基本構想-----P 8

第1節 玉野市の将来像-----P 8

第2節 将来人口-----P 9

第3節 施策の大綱-----P11

第4節 重点プロジェクト-----P13

第5節 政策・施策体系図-----P15

第6節 地域の方向性-----P17

第3章 前期基本計画-----P18

第1節 各施策の満足度と重要度-----P18

第2節 分野別計画-----P19

施策1 快適で安全な道路の確保----P20

施策2 快適な住環境の提供-----P22

施策3 良質かつ安定した水の供給--P24

施策4 汚水処理対策の推進-----P26

施策5 交通基盤の充実-----P28

施策6 利便性の高い葬祭施設
の提供-----P30

施策7 廃棄物の適正処理-----P32

施策8 生活環境の適正な保全-----P34

施策9 みなとの効果的な活用-----P36

施策10 観光の振興-----P38

施策11 商工業の活性化-----P40

施策12 農業の活性化-----P42

施策13 水産業の活性化-----P44

施策14 雇用の創出・働き方改革
の推進-----P46

施策15 防災・減災対策の推進-----P48

施策16 交通安全対策の推進-----P50

施策17 火災・事故・急病等への

適切な対応-----P52

施策18 消費者保護と防犯

対策の充実-----P54

施策19 地域福祉の充実-----P56

施策20 高齢者福祉の充実-----P58

施策21 障害者福祉の充実-----P60

施策22 介護保険事業の充実-----P62

施策23 健康づくりの推進-----P64

施策24 良質で安定した地域

医療体制の充実-----P66

施策25 国民健康保険事業の充実---P68

施策26 生涯学習活動の推進-----P70

施策27 芸術・文化活動の推進-----P72

施策28 スポーツ活動の推進-----P74

施策29 子育て支援の充実-----P76

施策30 青少年の健全育成-----P78

施策31 家庭・地域の教育

力の充実-----P80

施策32 安全で適切な教育

環境の整備-----P82

施策33 学校教育の充実と地域

人材の育成-----P84

施策34 人権施策・男女共同参

画の推進-----P86

施策35 多様な地域主体の連携

による地域活動の促進-----P88

施策36 柔軟かつ多様な行政運営

の推進-----P90

施策37 行財政改革の推進-----P92

施策38 公共施設再編整備の推進---P94

施策39 人口減少対策・

シティセールスの推進-----P96

第1章 序論

第1節 計画策定の意義

本市では、平成19（2007）年度に「玉野市総合計画」を策定し、基本構想において玉野市の将来像を“安心・活力・支え合い～みんなで築く自立都市”と定め、地域公共交通体系の構築、教育・子育て関連施策の充実等、市民生活に密着したソフト施策の充実に努めるとともに、市民の生命、財産を守るべく、緊急性の高い防災対策に取り組む等、地域のインフラ整備にも力を注ぎ、まちづくりの推進に努めてきました。

しかしながら、人口減少と少子高齢化の進行をはじめとした、医療・福祉ニーズの高まり、度重なる自然災害の発生による影響、雇用環境の変化、循環型社会の実現に向けた取組の進展、教育環境の質の向上に対する動き、市民協働の活発化等、本市を取り巻く社会経済環境は大きく変化しています。

また、本市の財政状況は、行財政改革を進めているものの、中長期的に厳しい見通しとなっていることから、持続可能な行財政運営を確立するためには、行政経営の視点をもって、効率的かつ効果的に施策・事業を展開していく必要があります。

これらを踏まえ、限りある財源の中で、本市の資源や個性を活かしつつ、取り巻く諸情勢の変化に対応しながら、市民が安全・安心に暮らし続けられる、魅力的なまちづくりの実現を目指し、新たに総合的なまちづくりの指針として、「玉野市総合計画」を策定します。

第2節 計画の構成

本計画では、まちづくりの目標を明確にし、着実に計画を実行するため、基本構想及び基本計画の二層で構成します。

1 基本構想（8年・基本目標）

本市のあるべき将来像を設定し、これを達成するための施策展開の基本的な方向性を明らかにしたもので、基本計画の目標・指針となるものです。

基本構想は、平成31（2019）年度を初年度として、2026年度を目標年度とする8年間とします。

2 基本計画（4年・分野別の施策体系）

基本構想に掲げた将来像や大綱、政策を実現するため、具体的な施策を体系的に組み立てたものであり、4年ごとに具体的な施策を示したものです。

前期基本計画は、平成31（2019）年度を初年度として2022年度を目標年度とする4年間、後期基本計画は、2023年度を初年度として2026年度を目標年度とする4年間とします。

第3節 玉野市の概況

1 位置

本市は、岡山県の最南端、児島半島の基部に位置しており、東部、南部は瀬戸内海に面し、北部には岡山市、西部には倉敷市に隣接しています。面積は103.61km²の市域を有しており、海岸線の延長は約44kmの臨海都市を形成しています。

2 沿革

本市は、瀬戸内の美しい自然に恵まれ、その沿岸一帯には屈曲した入江が多く、太古より舟航の便に恵まれた天然の良港として栄え、また、入江を利用した塩の生産地としても知られるようになりました。

明治には、町村制の実施により、それまで田井、宇野、玉、和田、日比、渋川の6つに分散していた村が合併を行い、明治39（1906）年に宇野村と日比町が誕生しました。また、同年、宇野港が修築され、さらにその数年後には、宇野線開通と宇高連絡船の就航により、本市は本土と四国を結ぶ海上交通の要衝として繁栄の基礎が築かれました。

大正に入ると、宇野港の発展とともに宇野村が町制を敷き宇野町となり、また、産業においては、造船所が建設され、それ以降は製造業を中心に発展しました。

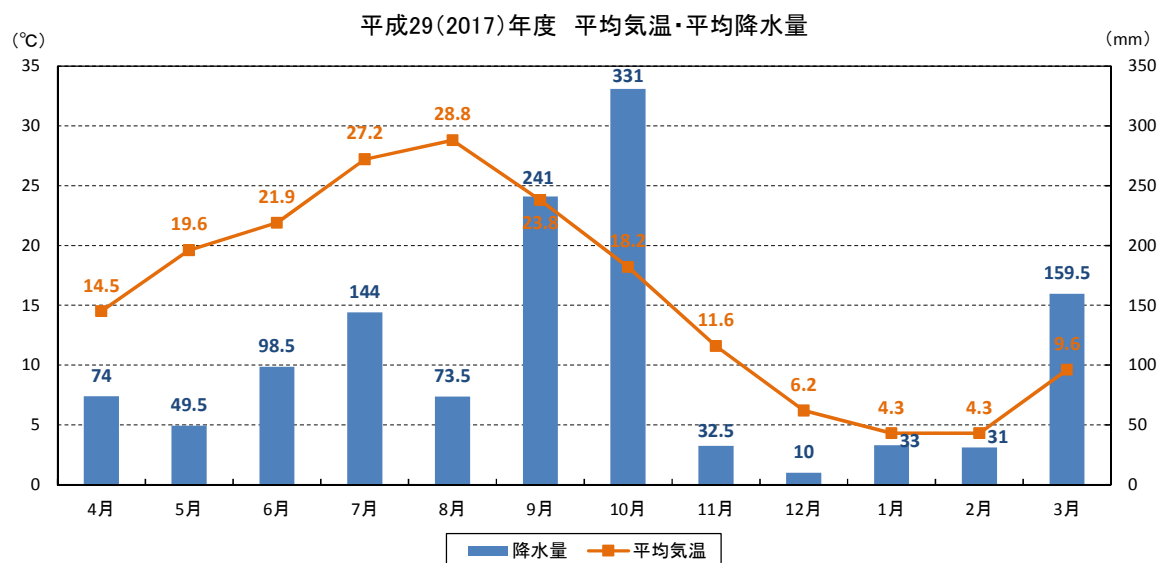
昭和15（1940）年8月3日には、宇野・日比両町が合併し、県内4番目の都市として、玉野市が誕生しました。その後、児島郡の山田村、荘内村、八浜町、東児町を編入合併し、現在に至っています。

また、昭和63（1988）年の瀬戸大橋開通に伴う宇高連絡船の廃止によって交通体系が劇的に変化し、さらに、明石海峡大橋や瀬戸内しまなみ海道の開通によって、「瀬戸内三橋時代」を迎えたことから、本市の繁栄の基礎となった港湾機能について見直しを図るため、西日本最大級の大型客船バース等の整備が進められました。近年では産業構造のソフト化に伴い、産業従事者数は第二次産業から第三次産業へ移行してきています。

そして、平成22（2010）年から開催されている瀬戸内国際芸術祭や瀬戸内海観光等による瀬戸内アートへの人気の高まりを受け、本市でも国内外からの多くの観光客が訪れているほか、地元住民や高校生等、たくさんの方々がボランティアやイベントに参加し、地域の活性化につなげています。芸術祭閉幕後もART SETOUCHIとして、宇野のチヌ等の屋外作品を中心に、引き続き作品を展示するなど、瀬戸内の島々と一体的なイベントの開催も実施しています。

3 気候

年間の平均気温は約 16℃と気候は温暖で、年間降水量は約 1,300mm と雨が少ない典型的な瀬戸内気候を示し、四季を通じ激しい気候の変化がない地域です。

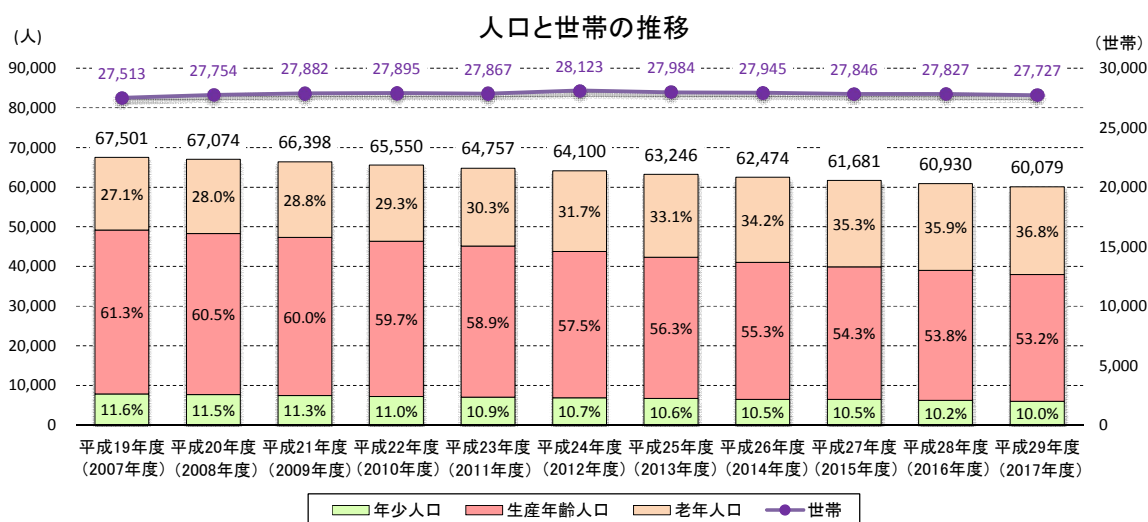


資料：気象庁（玉野観測所）

4 人口と世帯数

平成 29（2017）年度の住民基本台帳によると、本市の総人口は 60,079 人となっています。平成 19（2007）年度以降の人口の推移をみると、毎年約 1%程度の微減傾向で推移しています。年齢三区分別の人口推移をみると、年少人口及び生産年齢人口の割合は毎年低下していますが、老年人口は年々増加し、高齢化率は平成 19（2007）年度と比較して、約 9.7 ポイント増加しています。

平成 29（2017）年度の世帯数は、27,727 世帯となっており、平成 24（2012）年度まで増加傾向となっていますが、減少傾向に転じています。また、核家族化の進行により、1 世帯当たりの人数は 2.17 人となっています。

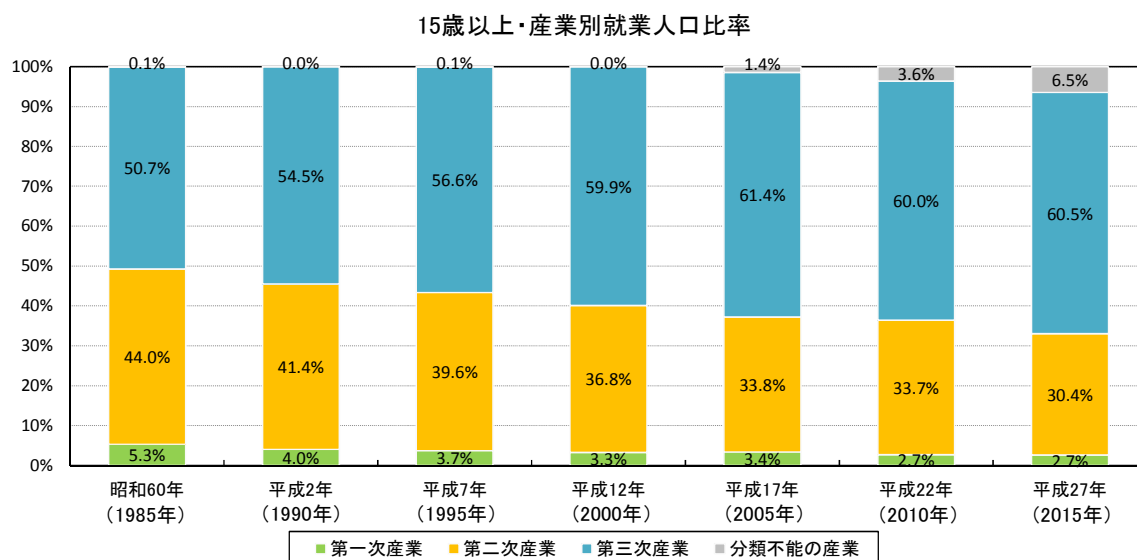


資料：住民基本台帳

5 産業構造

本市の産業構造を就業者数割合でみると、第三次産業の割合が年々上昇しており、サービス経済化が進行しています。

平成 26（2014）年の経済センサスによると、事業所数は、岡山県全体と比較して製造業は多い一方、卸売業・小売業や宿泊業・飲食サービス業は少なくなっています。



6 地域資源

本市は、瀬戸内海備讃瀬戸海域に面し、直島諸島等の多島美に恵まれ、長い海岸線や瀬戸内海国立公園区域を有しています。既存の観光資源としては、渋川海岸、王子が岳、みやま公園等があります。

また、宇野港では延長 280m・水深 10mの大型客船バースを利用し、様々な寄港船歓迎のおもてなしを行うなど、賑わいと潤いのある交流型ウォーターフロントとして、様々なイベントが開催され、また、現代アートの祭典である瀬戸内国際芸術祭の会場の一つとして、芸術祭屋外作品が点在したアートサイトになるなど、多くの来訪者で賑わっています。

近年、本市では地産地消の気運が高まり、地域住民のアイデアで多種多様な特色のある加工品が登場するなど、たまのオリジナルとして新たな逸品づくりが始まっています。

その中でより優れた逸品をお宝たまの印として認定しており、代表的な特産物としては、千両ナスや紫いものスイーツ、たまの温玉めし等があります。

第4節 まちづくりの課題

1 安全・安心で暮らしやすいまちづくり

近年、毎年のように発生している局地的な豪雨や台風被害、平成 23（2011）年 3 月の東日本大震災の地震災害等、激甚化する自然災害によって、市民の危機管理に関する意識や地域・企業と連携した防災体制確立の重要性が高まっています。

本市においては、平成 16（2004）年及び平成 23（2011）年の台風災害や平成 30（2018）年 7 月豪雨により、大規模な浸水被害や土砂崩れ等の被害を受けました。

今後は、市内各地域の実状や特色・コミュニティの特性に合わせた災害対策や「自助・共助・公助」の仕組みづくり等、自然災害への対応力の向上を図る必要があるとともに、近年、子どもや高齢者が巻き込まれる犯罪や事故が後を絶たず、これらを未然に防ぐ地域づくりも市民の安全・安心を確保するうえでは不可欠です。

一方、我が国では、急速な人口減少や少子高齢化が進行しており、本市も例外ではありません。本市の平成 29（2017）年度末時点の高齢化率は 36.8%と、全国の高齢化率と比較して高く、出生数も減少しています。今後も、さらなる人口減少や少子高齢化の進行が見込まれており、社会保障費の増大をはじめとした市民生活全般への影響が懸念されています。

こうした中、今後の人口動向を見据えて、市内外の主要拠点までのアクセス強化や増加する空き家対策等に取り組み、子育て世帯・高齢者をはじめ、誰もが快適で安全・安心に暮らせるまちづくりが求められています。

2 地域産業の活性化と交流を生むまちづくり

本市においては、基幹産業として造船業が大きなウエイトを占めています。しかし、国際的な競合や円高の影響を受け、先行き不透明な状況となっており、それを支える関連企業を含め中小企業は依然厳しい状況にあるため、積極的な支援が必要となっています。また、地域経済を支える新たな産業の創出も求められています。

加えて、農業や漁業の従事者は減少傾向にあり、従事者の確保や地産地消の取組、各産業間の連携による新たな産業形態の構築が必要となります。また、雇用情勢は、求人数の増加等により回復傾向にありますが、引き続き、誰もが安心して働ける雇用環境の創出に取り組む必要があります。

瀬戸内海沿岸地域では、平成 22（2010）年より瀬戸内国際芸術祭が 3 年に 1 度開催されるようになり、直近の平成 28（2016）年度では本市へ約 3 万 8 千人の観光客が訪れました。しかし、本市の観光客数は、近年、減少傾向にあり、近隣諸島への通過点となっている側面もあります。

既存観光資源の魅力向上や観光資源を巡るルートの構築等を図り、近隣諸島へのアクセス性を活かし、来訪者が宇野・築港地区を起点として、市内を回遊及び滞在できるような観光・交流機能の一層の強化が求められています。

3 誰もが活躍し続けられるまちづくり

少子化や核家族化、地域における地縁的なつながりの希薄化など、子育てを支える仕組みや環境が大きく変化しているとともに、児童虐待や子どもの貧困問題等により、子育てや家庭教育に対する市民の関心は高まっています。

このような中、本市では、子どもたちが、将来の担い手として様々な分野で活躍できるよう、豊かな人間性や社会性を育成するとともに、基礎・基本の確実な定着を図り、個性を伸ばすことで学習意欲を高め、自ら学び考える力の育成に取り組んできました。今後も、子育てや教育に対する市民のニーズは多様化・複雑化することが見込まれ、地域全体で総合的に子育てを支援する体制づくりが求められています。

一方で、平均寿命・健康寿命の延伸等による自由時間の増大や生活水準の向上に伴い、市民の生涯学習に対するニーズは多様化しています。本市では平成 30（2018）年 3 月に「たまの版生涯活躍のまち基本計画」を策定し、高齢者や移住者に加え、学び、働く若者や地域住民、事業者が活躍することで、持続的な発展を続けていくまちの形成を目指しています。

今後は、一人ひとりに適した活動の支援と環境の整備により、能力・技術の向上や市民の生きがいに満ちた生活を支えるまちづくりが求められています。

4 地域資源を未来につなぐ持続的なまちづくり

地球温暖化等の地球規模での環境問題が深刻化しており、これらの問題に対する積極的な取組が求められています。また、東日本大震災を契機に、大量の資源やエネルギーを消費する社会の在り方を見直し、持続可能な社会へ転換していくことが求められています。

本市は、美しい瀬戸内海や王子が岳をはじめとした地域資源を有しており、これらを次の世代に残していくために、私たちが日常生活でできる身近な取組を市民、行政、企業など地域全体で取り組むとともに、周辺市町との広域的な連携体制の構築を視野に入れた、環境への負荷が少ない循環型社会の構築が重要となります。

また、人口減少や少子高齢化の進行により、今後市税収入等の大幅な伸びが見込めない中、地方分権時代に即した自立・持続可能な自治体を創造・経営していくとともに、周辺市町と連携した広域行政の推進を図る必要があります。

そのため、行財政改革を推進するとともに、老朽化した公共施設の再編整備に取り組むなど、効率的かつ効果的な行政サービスが提供できるよう、本市の身の丈に合った行政経営の確立を目指します。

第5節 策定に当たっての取組

1 市民参画の試み

市政運営においては、市民が積極的に市政に参加・参画できる機会をつくり、市民との協働でまちづくりを進めていく必要があることから、より多くの方々からご意見をいただくこととしました。

今回の計画策定に当たり、これまで実施してきた施策・取組に対する満足度や今後のまちづくりの展開における施策・取組の重要度、各分野における課題・ニーズ等について、幅広い世代の意識や意向を把握するため、市民2,000人を対象にしたアンケート調査を実施しました。

また、市内11箇所で地域懇談会を実施し、自治会役員等の方々が、地域におけるまちづくりの方向性や将来像について議論し、また、各地域の現状や課題、その解決策について、“地域でできること”、“行政でなくてはできないこと”に区分し、検討しました。

さらに、若い世代の方々が、将来も“玉野市に住み続けたい”、“玉野市で働き続けたい”と思うような魅力的なまちづくりを進めていくため、市内に在住している20～30代の若者世代により、若者の目線で玉野市の現状の問題点や解決のアイデアについて意見交換を行い、ワークショップを開催しました。

これらの結果については、基本構想・基本計画の中で、今後のまちづくりを方向づける重要な要素として反映しました。また、総合計画に反映できなかった要望等についても、今後の市政運営の課題として随時検討することとしています。

2 行政評価制度の活用

本計画においては各施策に4年後・8年後の目標指標を設け、その達成に向けて事業を展開するとともに、行政評価制度を活用し、各施策の客観的な指標の分析に基づいた適切な進捗管理を行うこととしています。これにより、毎年度の評価に基づき、目標が達成できていない施策を重点化するなど、より効率的な行政運営に努めます。

また、政策・施策体系と組織の整合を図り、各施策における主管部局の役割・責任を明確にするとともに、各審議会やアンケート調査等により、積極的な意見集約に努め、それらを今後のまちづくりに反映しながら着実な計画の推進を図ります。

第2章 基本構想

第1節 玉野市の将来像

1 将来像

本市の将来像は、時代の潮流を踏まえ、本市の個性や特徴を活かして次のとおりとします。

瀬戸内に輝く 市民が誇れるまち ～たまのからはじまり未来へつなぐ～

地方自治体を取り巻く環境は、人口減少・少子高齢化が進む一方で、高度な情報ネットワーク社会の到来や国際化の進展等により劇的に変化しており、複雑化・多様化する行政課題への対応が求められています。

こうした中、直島を中心とした瀬戸内のアートによる地域づくりは世界から注目されてきましたが、平成22（2010）年から開催されている瀬戸内国際芸術祭は、さらにその注目度を加速させ、過疎化が進む瀬戸内の島々の希望となっていることから、これらを飛躍の好機として捉え、さらなる市勢の発展を遂げるため、瀬戸内という一つのブランドを活かした戦略的なまちづくりを展開することが重要です。

これらの考えのもとに、将来像の設定に当たっては、四国や瀬戸内の島々への玄関港である本市が中核的な機能を担い、たまのからはじまる拠点のまちとなることで、瀬戸内エリアの発展を牽引し、未来につないでいくというビジョンを掲げます。

中核的な機能とは、道路・交通ネットワークの結節性を持ち、広域的な観点から、一定の都市機能が集積する拠点として、商業、医療、高齢者福祉等、生活に必要とされる基本的な機能を備え、交通利便性等を活かした業務・ビジネス、商業、文化等、瀬戸内エリアにおける活力をリードするまちを目指します。

このように、広い視野と拠点都市となる自覚を持ってまちづくりに取り組むことで、様々な分野におけるまちの機能を充実させ、市民福祉の増進を図ることを基本とした施策を展開し、市民満足度の高い豊かな生活を実現します。

そして、市民が主体となって、それぞれの個性や特徴を活かした生きがいに満ちた生活を送り、市民一人ひとりが“たまのは良いところだ”と胸を張って誇れるまちづくりを目指します。

2 基本理念

将来像の実現に向けて、次のような基本理念のもとにまちづくりを進めます。

①活力・快適 【住み心地のよい活気あるまち】

独自に有する恵まれた地域資源を活かし、様々な都市機能を充実させ、生活環境の向上による住み心地のよいまちづくりに取り組むとともに、瀬戸内の島々への玄関港として中核的な機能を備えるべく、産業振興・観光振興を中心としたまちの活性化を目指します。

②安全・安心 【健やかで安全・安心に暮らせるまち】

市民の誰もが、いつまでも安心して住み続けられるよう、防災、防犯、医療・保健・福祉等の充実を図るとともに、市民一人ひとりが健康で明るく健やかに暮らせるよう、健康づくりを核としたまちづくりに取り組みます。

③人・つながり 【心豊かな人をはぐくみ支え合うまち】

市民の誰もが、生きがいを持って生き生きと暮らせるよう、文化・スポーツを含む生涯学習活動を促進させるとともに、郷土に誇りを持ち本市のまちづくりの将来を担う人材を育成するため、教育・子育て環境の充実を図ります。

また、少子高齢化を乗り越えていくために、コミュニティ等の住民自治組織を通じ、地域が自主的に様々な課題解決に取り組むことができるよう、相互に助け合い、支え合う地域づくりを推進します。

第2節 将来人口

1 たまの長期人口ビジョンの位置付けと将来人口

本市の人口は、平成 30（2018）年 3 月に公表された、国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」という。）の「日本の地域別将来推計人口」において、2040 年に 40,914 人に減少すると予測されています。

平成 28（2016）年 1 月に策定した「たまの長期人口ビジョン（以下「人口ビジョン」という。）」においては、本市の人口の将来展望として、同時に策定した「たまの創生総合戦略」に位置付けた施策の効果を加味し、2040 年時点で約 5 万人、2060 年時点で約 4 万 3 千人としています。

本計画における将来人口は、人口ビジョンの考え方を準拠し、算出根拠となる合計特殊出生率、純移動率、施策の効果について、実情を踏まえて見直しました。その結果、本市の将来人口は、2040 年時点で約 4 万 7 千人、2060 年時点で約 4 万人とし、本計画の最終年度となる 2026 年度の目標人口を約 5 万 5 千人とします。

なお、今後、本計画期間中に、社人研の新たな推計値の公表や、人口推移の検証に基づく施策効果の見直し等により、人口ビジョンそのものを見直した際には、見直し後の人口ビジョンを本計画の将来人口とみなすこととします。

図1) 社人研推計と将来人口の比較

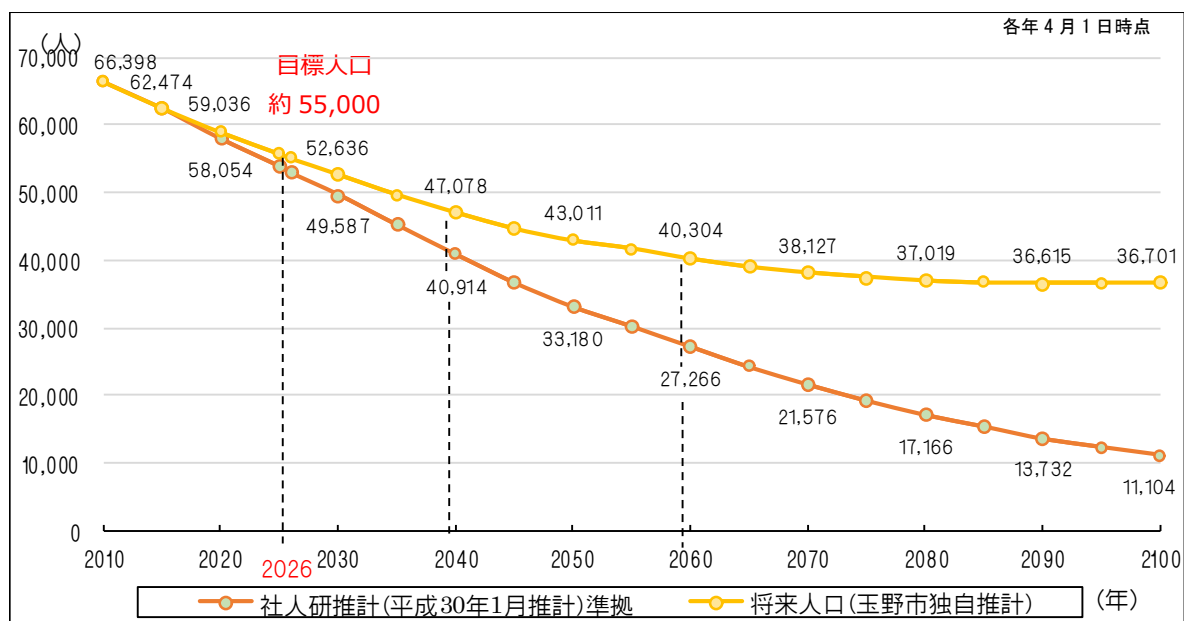


図2) 将来人口推計 (年齢3階級別)

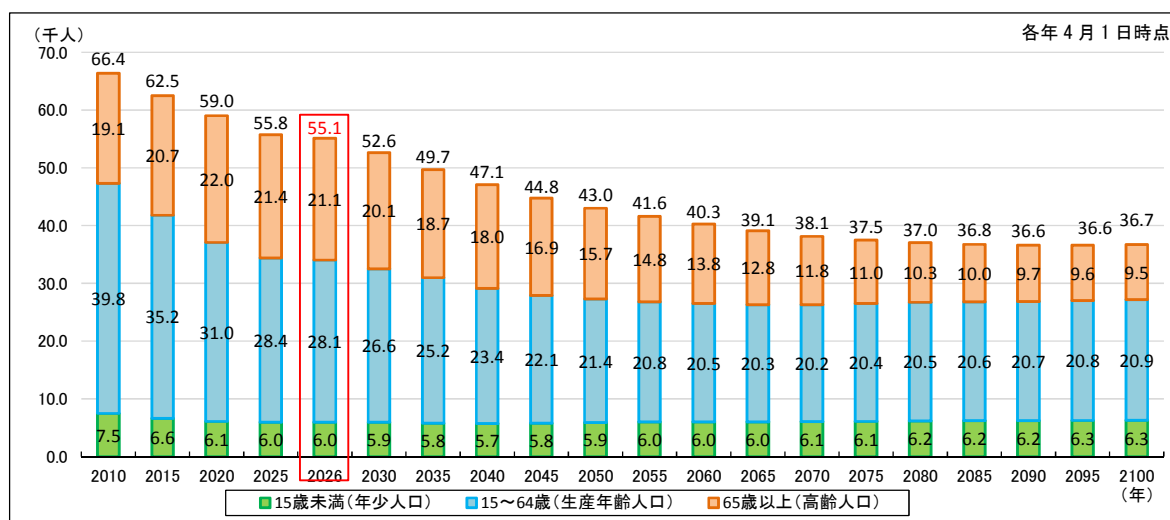
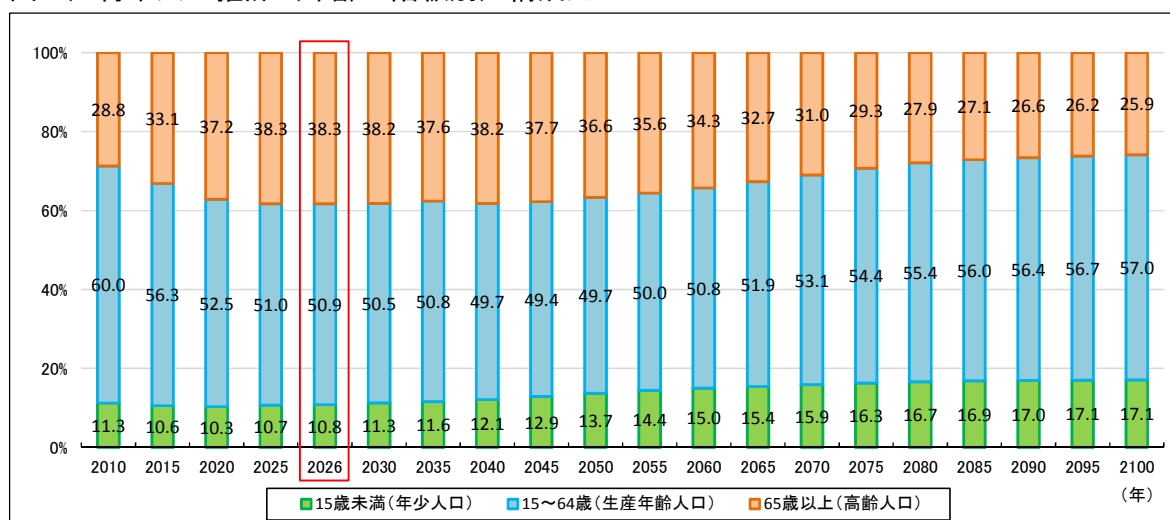


図3) 将来人口推計 (年齢3階級別) 構成比



2 将来人口推計に当たっての諸条件

推計に当たっての諸条件として、合計特殊出生率については、平成 22（2010）年と平成 27（2015）年の国勢調査の結果から算出された社人研の推計値を基準とし、平成 27（2015）年に実施した結婚・出産・子育てに関する意識調査の結果から算出した市民の希望出生率 1.91 を 2040 年に達成することを目標としています。

純移動率については、平成 22（2010）年と平成 27（2015）年の国勢調査の結果から算出された社人研の推計値を基準とし、純移動率の改善を目的とした関連施策の推進による効果として、「たまの創生総合戦略」実施年の 2016 年から 2040 年までに、若い世代の転出 400 人の抑制、子育て世帯の転入 600 人の増加を見込んでいます。

第 3 節 施策の大綱

将来像の実現に向けて、次のような施策の大綱を掲げ、各分野における政策を位置付けます。

大綱 1 住み心地のよい活気あるまち

政策 1 都市機能が充実したまち

道路・交通等の利便性を向上させるとともに、様々な生活基盤の整備や空き家対策の推進等により良質な住環境を確保することで、都市機能が充実したまちをつくります。

政策 2 快適な市民生活を支えるまち

恵まれた自然環境及び身近な生活環境の保全や廃棄物等の適正な処理により、環境負荷を抑えるとともに、利便性の高い葬祭サービスの提供等により、快適な市民生活を支えるまちをつくります。

政策 3 活気あるいきいきとしたまち

商工業、農林水産業の活性化による新産業及び新たな雇用の創出を図るとともに、海・港・船といった独自の地域資源や、農山漁村での体験型観光等を活かした観光振興により、交流人口を増加させることで、活気あるいきいきとしたまちをつくります。

大綱 2 健やかで安全・安心に暮らせるまち

政策 4 安全で災害に強いまち

防災・減災対策を推進し、災害等の発生時には迅速かつ的確に対応できる体制を構築するとともに、交通安全対策、火災・事故・急病等への対応及び消費者保護等に取り組み、安全で災害に強いまちをつくります。

政策 5 住み慣れた地域で生活できるまち

地域の福祉活動の充実を図るとともに、高齢者や障害者の自立した生活を支援する等、市民の誰もが住み慣れた地域で生活できるまちをつくりま

す。

政策 6 元気のある健康なまち

市民の誰もが必要な医療サービスを受けることができるよう地域医療を確保するとともに、市民の健康づくりを推進し、元気のある健康なまちをつくりま

す。

大綱 3 心豊かな人をはぐくみ支え合うまち

政策 7 生きがいに満ちた豊かなまち

多様な生涯学習活動を推進するとともに、芸術・文化、スポーツの振興等により、分野や世代を超えた交流の促進を図ることで、市民の誰もが生きがいに満ちたまちをつくりま

す。

政策 8 安心して子育てできるまち

子ども達が健やかに成長できるよう、学校教育や地域・家庭における教育環境を充実させ、学力の向上と心の育成を図ることで、安心して子育てできるまちをつくりま

す。

政策 9 多様な主体で築くまち

人権の保護や男女共同参画の推進を図るとともに、コミュニティやボランティア等をはじめ、関係団体・関係企業等も含めた連携体制を構築し、地域活動の促進による地域で支え合い助け合うことのできる多様な主体で築くまちをつくりま

す。

大綱 4 行政経営

政策 10 戦略的な行財政運営

安定した財政基盤を確立するため、公共施設の再編整備の推進をはじめとした行財政改革に取り組む一方で、生み出した財源をもとに、本市の発展に必要な施策を展開するとともに、本市の魅力を効率的かつ効果的に発信するシティセールスの推進等、戦略的な行財政運営に取り組みま

す。

第4節 重点プロジェクト

1 重点プロジェクトの位置付け

本計画において、特に注力する本市の特色を活かした独自の施策展開（分野横断的な取組）については、まちづくりの特色や方向性を市民と共有し、官民一体となった取組を推進することを目的に、重点プロジェクトとして位置付けます。

重点プロジェクトは、平成 29（2017）年 3 月に策定した「たまの版 CCRsea 基本構想」及び平成 30（2018）年 3 月に策定した「たまの版生涯活躍のまち基本計画」に掲げた、たまの版生涯活躍のまち（CCRsea）の取組とします。

2 たまの版生涯活躍のまち（CCRsea）の取組概要

生涯活躍のまちとは、国の示すまちづくりの考え方の一つであり、都市部から地方への高齢者の移住を促進し、さらに移住した高齢者が、地方で積極的に社会参画することで、地方の活性化を促すものです。

たまの版生涯活躍のまち（CCRsea）では、本市独自の考え方として、移住者や高齢者のみならず、市民、若者、障害を持つ方等、誰もが生涯にわたって活躍できる魅力的な地域社会の形成を目指した取組を展開します。

さらに、国が示す生涯活躍のまちの方向性に、本市独自の地域資源であるアート、海・港・船、ものづくり等を活かした多世代交流と活躍のまちづくりを掛け合わせたコンセプトを掲げています。

このコンセプトをもとに、高齢者や移住者に加え、学び、働く若者や地域住民、事業者等の活躍を促進し、まちに新たな価値を生み出すため、市内に点在する多くの地域資源を活かしながら、市民の健康づくりに資する取組を推進するとともに、まちのブランド化を進め、新たなまちづくりを担う人材を育成します。

これにより、まちに新たな魅力が加わることで、さらに多くの人が集まり、消費の拡大、民間事業者による投資の誘発、新産業の創出といった好循環が形成されることが期待されます。

3 基本方針

本市の独自性を活かした特徴のある取組を展開していくため、次のような基本方針を掲げます。

①たまのオリジナルの活用

本市独自の地域資源を活用した新たな産業・サービスの創出により、民間投資の誘発、雇用促進、消費喚起等の経済効果につなげることで、地域の活性化を推進します。

②若者が軸となる新たなまちづくり

生涯にわたって活躍できる魅力的な地域社会を形成するため、高齢者のみならず、若者等の多様な世代が、それぞれの強み・活力を発揮し、ともに活躍できる場を提供し、まちづくりの中心となる人材の育成を推進します。

③市全域での効果の拡大

新たに実施する取組やサービスの展開は、一部のエリアのみで完結させるのではなく、生涯活躍のまちの形成によって多様な取組を展開し、段階的に市全域に効果を拡大させます。

④誰もが安心して暮らせる地域社会の推進

移住者や地域住民、若者、障がいを持つ方等の様々な人が世代や分野を超えて共存し、一人ひとりの暮らしや生きがいを大切にしたい地域をつくることで、誰がどのような状態になっても支え合うことができる地域共生社会の実現を推進します。

⑤官民連携の推進

企業、団体、地域関係者等と連携しまちづくりを進めることで、民間のノウハウや経験、人材、資産を活用し、民間活力を最大限引き出します。

4 たまの版生涯活躍のまち（CCRsea）が発揮する機能

重点プロジェクトの推進に当たっては、次のようなたまの版生涯活躍のまち（CCRsea）が発揮する機能を分野横断的な取組として位置付け、関連する施策との関係性を整理するとともに、各施策の方針において、重点プロジェクトとして実施する取組を明確にします。

①ローカルブランディング創出機能

本市には、アートや海・港・船をはじめたまのオリジナルという地域資源が豊富に存在することを踏まえ、たまのオリジナルにさらなる付加価値をつけ、地域競争力を高める取組を展開します。

②ヘルスケアサービス開発機能

国が目指す公的保険外サービスを活用した国民の健康増進、医療費の適正化、新産業の創出を踏まえ、たまのオリジナルを活用したサービス事業を展開し、域内消費の拡大、地域産業の活性化とともに、市民が健康に暮らせるまちづくりを展開します。

③地方創生人材育成支援機能

地域の諸活動を担う人材の不足という課題を踏まえ、医療分野、福祉・介護分野、観光・交流分野等、幅広い分野での若者の雇用機会の創出を目指すとともに、高齢者の社会参画を支援する取組を展開します。

④交流推進機能

瀬戸内海観光の人气が高まる一方、本市は観光客等の通過点の一つにとどまっているという課題を踏まえ、市内各地に点在している地域資源の魅力を高め、市民や観光客が健康づくりを楽しみ、新たな生きがいを見つけられるような交流の場づくりを展開します。

⑤医療介護支援機能

高齢化の急速な進行に伴う医療費・介護費の増大といった課題を踏まえ、各種健診の受診促進をはじめとした、介護等が必要となる主な原因である生活習慣病の重症化予防を進めるとともに、医療費・介護費の負担軽減につながる取組を展開します。

⑥移住支援機能

移住希望者に対するきめ細かい支援を行うとともに、地域資源を活用した新たなサービスの開発等による移住者の就業・創業機会の創出など、移住促進に取り組めます。

第5節 政策・施策体系図

将来像の実現に向け、各分野の方向性を明確にし、効率的かつ効果的に施策を展開するため、次のとおり大綱、政策、施策を体系的に位置付けます。

また、重点プロジェクトと各施策との関係性を整理し、各施策において重視する取組等を明確にします。

大綱	政策	施策	重点プロジェクトとの関係性					
			ローカル ブラン ディ ング創 出	ヘルス ケア サービ ス開発	地方創 生人材 育成支 援	交流推 進	医療介 護支援	移住支 援
1 住み心地のよい活気あるまち	1 都市機能が充実したまち	1 快適で安全な道路の確保						
		2 快適な住環境の提供						●
		3 良質かつ安定した水の供給						
		4 汚水処理対策の推進						
		5 交通基盤の充実				●		
	2 快適な市民生活を支えるまち	6 利便性の高い葬祭施設の提供						
		7 廃棄物の適正処理						
		8 生活環境の適正な保全						
	3 活気あるいきいきとしたまち	9 みなとの効果的な活用	●					
		10 観光の振興	●	●		●		
		11 商工業の活性化	●	●	●			●
		12 農業の活性化	●			●		●
		13 水産業の活性化	●			●		●
		14 雇用の創出・働き方改革の推進						●
2 健やかで安全・安心に暮らせるまち	4 安全で災害に強いまち	15 防災・減災対策の推進						
		16 交通安全対策の推進						
		17 火災・事故・急病等への適切な対応						
		18 消費者保護と防犯対策の充実						
	5 住み慣れた地域で生活できるまち	19 地域福祉の充実			●			
		20 高齢者福祉の充実					●	
		21 障害者福祉の充実			●		●	
		22 介護保険事業の充実					●	
	6 元気のある健康なまち	23 健康づくりの推進		●			●	
		24 良質で安定した地域医療体制の充実					●	
3 心豊かな人をはぐくみ支え合うまち	7 生きがいに満ちた豊かなまち	25 国民健康保険事業の充実					●	
		26 生涯学習活動の推進		●	●	●		●
		27 芸術・文化活動の推進	●			●		
	8 安心して子育てできるまち	28 スポーツ活動の推進		●	●	●		
		29 子育て支援の充実						●
		30 青少年の健全育成						
		31 家庭・地域の教育力の充実						
		32 安全で適切な教育環境の整備						
		33 学校教育の充実と地域人材の育成			●			
	9 多様な主体で築くまち	34 人権施策・男女共同参画の推進						
		35 多様な地域主体の連携による地域活動の促進			●	●		●
4 行政経営	10 戦略的な行財政運営	36 柔軟かつ多様な行政運営の推進	—	—	—	—	—	—
		37 行財政改革の推進	—	—	—	—	—	—
		38 公共施設再編整備の推進	—	—	—	—	—	—
		39 人口減少対策・シティセールスの推進	—	—	—	—	—	—

第6節 地域の方向性

本市は、宇野・日比町が合併して誕生した後、それぞれの個性的な歴史や産業と一定のまとまった集落を有する山田村、荘内村、八浜町、東児町と段階的に合併を繰り返し、現在の市域に至っています。その結果、本市の中心市街地として発展した市の玄関口ともいべき宇野・築港地区を中心としつつも、市内各地域が、それぞれの伝統や歴史を踏まえた特色のある顔を有しています。

このような特徴を持つ本市においては、今後の人口減少・少子高齢化を念頭に置いた際、市民一人ひとりが住み慣れた地域で安心して生き生きとした日常生活を送ることができるまちづくりに取り組む必要があります。こうした地域づくりの具体化に当たっては、各地域における現状と課題を踏まえ、地域が有する固有の歴史や文化的な個性を活かしながら、地域の実情に応じた取組を展開することが重要です。

本市は、昭和40年代から、地域活動の促進を目的として市内各所に公民館を整備し、その後支所・窓口機能を備えることで、市民サービスの向上に取り組んできました。さらに、平成19（2007）年度から、市内10箇所に設置した市民センターを地域づくりの拠点として、市民サービスの向上と各地域における地域活動の促進に取り組んできました。

しかしながら、人口減少が進む現状においては、人口規模に見合ったサービスへの見直しが求められるとともに、少子高齢化を見据えたさらなる地域活動の促進が必要となっています。

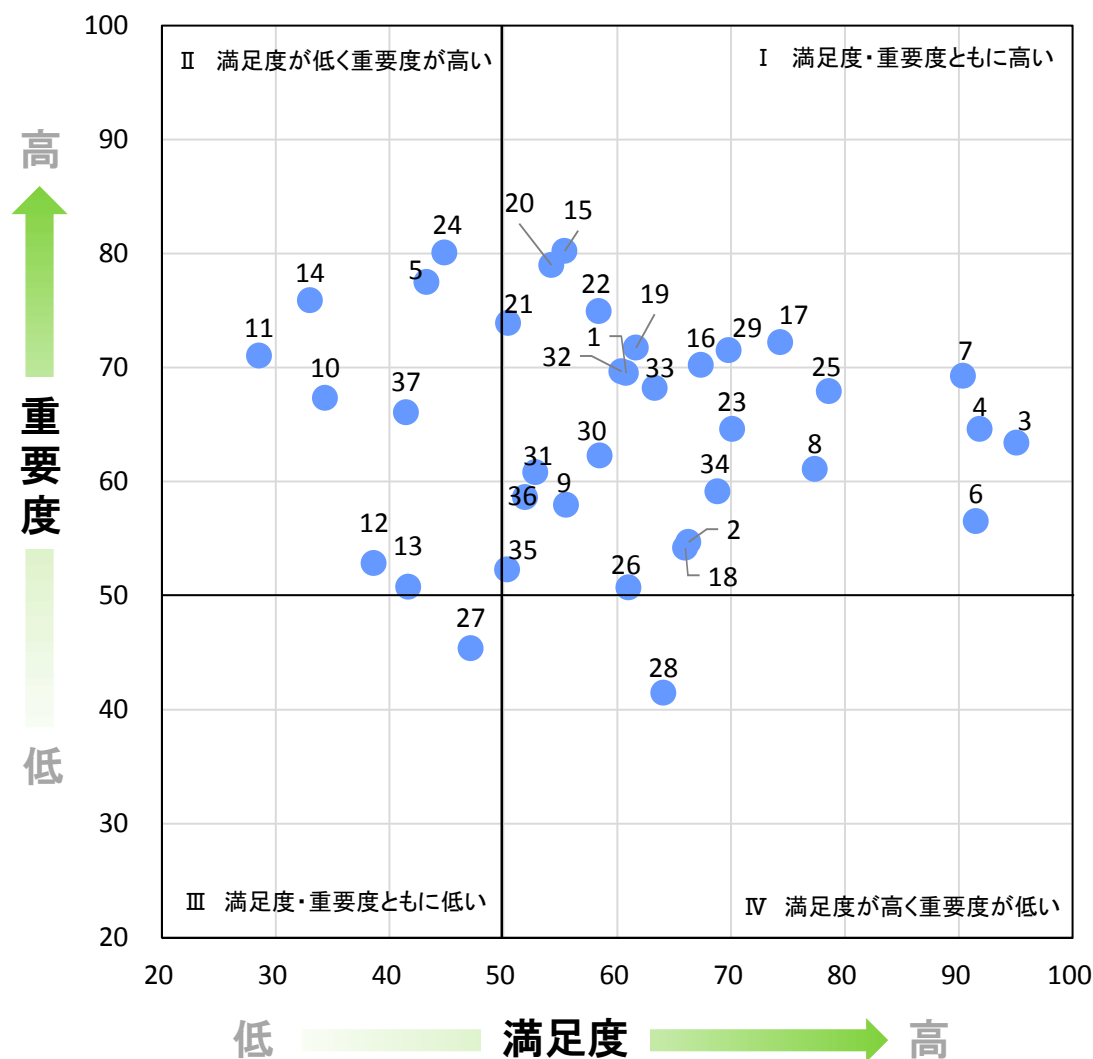
これらを踏まえ、今後の地域の方向性として、平成29（2017）年2月に策定した「玉野市行財政改革大綱実施計画」に位置付けた、市民センター及び公民館の今後の方針をもとに、地域を取り巻く環境の変化に対応すべく、地域活動支援の強化につながる仕組みを構築し、コミュニティ等の住民自治組織を通じて、地域が主体的に課題解決に取り組むことができるような、多様な主体が相互に助け合い支え合う地域づくりに取り組みます。

こうした地域づくりにおいては、誰もが、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域包括ケアシステムの構築を踏まえ、社会福祉協議会、地域コミュニティ、民生委員・児童委員、地区社協、事業者等との連携によるネットワークを構築し、地域活動を展開する基盤の確立に取り組めます。

第3章 前期基本計画

第1節 各施策の満足度と重要度

平成30（2018）年に実施したまちづくりに関するアンケート調査では、市民の各分野における満足度と重要度は次のようになっています。



1	快適で安全な道路の確保	20	高齢者福祉の充実
2	快適な住環境の提供	21	障害者福祉の充実
3	良質かつ安定した水の供給	22	介護保険事業の充実
4	汚水処理対策の推進	23	健康づくりの推進
5	交通基盤の充実	24	良質で安定した地域医療体制の充実
6	利便性の高い葬祭施設の提供	25	国民健康保険事業の充実
7	廃棄物の適正処理	26	生涯学習活動の推進
8	生活環境の適正な保全	27	芸術・文化活動の推進
9	みなとの効果的な活用	28	スポーツ活動の推進
10	観光の振興	29	子育て支援の充実
11	商工業の活性化	30	青少年の健全育成
12	農業の活性化	31	家庭・地域の教育力の充実
13	水産業の活性化	32	安全で適切な教育環境の整備
14	雇用の創出・働き方改革の推進	33	学校教育の充実と地域人材の育成
15	防災・減災対策の推進	34	人権施策・男女共同参画の推進
16	交通安全対策の推進	35	多様な地域主体の連携による地域活動の促進
17	火災・事故・急病等への適切な対応	36	柔軟かつ多様な行政運営の推進
18	消費者保護と防犯対策の充実	37	行財政改革の推進
19	地域福祉の充実		

第2節 分野別計画

ページの解説、各項目の説明
(レイアウトに合わせて内容を記載します。)

大綱： 1 住み心地のよい活気あるまち

政策： 1 都市機能が充実したまち

施策： 1 快適で安全な道路の確保

施策の目標

指標名		現状値 2017 年度	目標値 2022 年度	目標値 2026 年度
1	地区内の道路が快適に利用できると 感じている市民の割合（％）	60.1	62.0	64.0
2	道路改良率（％）	55.0	55.4	55.8

■1：【アンケート】地区内の道路が快適に利用できると回答した市民の数／全回答者数×100

■2：法令の基準に適合する道路延長の割合 【計算式】改良済延長／実延長×100

現況と課題

幹線道路については、主要地方道倉敷飽浦線のバイパス工事が完了し、県道槌ヶ原日比線の整備等も着実に進展していることから、交通条件が向上しています。しかしながら、市道については、拡幅等の整備や維持修繕を計画的に行ってはいますが、舗装路面等の整備が必要な箇所が多く、引き続き適切な管理及び必要な整備が求められています。

また、橋梁^{りょう}については、災害時に重要なライフラインの一つとして、道路機能を維持するために保守点検に基づく計画的な整備が必要です。

基本方針

県南主要都市との連絡等、さらなる利便性の向上を図るため、国道 430 号をはじめとする幹線道路の整備について、引き続き県に要望します。

日常生活に身近な市道等の生活道路については、住民の安全性や利便性の維持、向上のため、計画的に改良等の整備を促進します。

また、災害時における道路の機能を維持するため、橋梁^{りょう}長寿命化計画に基づく計画的な整備を行います。

今後の主な取組

①道路の安全性・利便性の向上

拡幅等の整備が必要な道路について、計画的な整備を実施し、地区住民の安全性と利便性の向上及び確保を図ります。

②道路の安全性・利便性の維持

安全・安心な生活を支える道路を快適に利用できるよう、機能維持を図るとともに、法定点検^{りょう}の調査結果を踏まえて、計画的に橋梁等の整備を行います。

大綱： 1 住み心地のよい活気あるまち

政策： 1 都市機能が充実したまち

施策： 2 快適な住環境の提供

施策の目標

指標名		現状値 2017 年度	目標値 2022 年度	目標値 2026 年度
1	市街地が整っていると感じている 市民の割合（％）	36.4	38.0	40.0
2	公園緑地が整っていると感じている 市民の割合（％）	42.0	46.0	50.0

■1：【アンケート】市街地の利便性に満足していると回答した市民の数／全回答者数×100

■2：【アンケート】公園緑地の整備や管理状況に満足していると回答した市民の数／全回答者数×100

現況と課題

快適な住環境を形成するためには、市全域において計画的で秩序ある土地利用を進めることが必要不可欠です。

また、宇野駅周辺地区をはじめとして、都市基盤の整備は着実に進んでいますが、今後は、市民の生活レベルの向上や多様化するニーズに対応するため、都市基盤の質を維持するとともに、高速道路や空港へのアクセス環境の改善等、利便性の向上が求められています。

生活基盤として最も基本的な個人住宅についても、快適で安全・安心な住環境の確保が求められています。

市営住宅については、現在 865 戸のうち約 5 割にあたる戸数が老朽化しており、住宅の安全性と快適性の確保が必要となっています。また、市有住宅についても安全性と快適性を確保する必要があります。

公園については、市民の憩いの場として快適性を確保する必要がありますが、児童遊園地については人口減少や少子高齢化に伴い、その在り方を検討する必要があります。

基本方針

快適な住環境の形成を図るため、「玉野市都市計画マスタープラン」に基づき、区域区分による計画的かつ適正な土地利用の規制・誘導に努めます。

また、都市基盤については、質の維持を図るとともに、高速交通網へのアクセスの向上を国・県へ要望します。

増加している空き家については、関係機関等との連携を図りながら適正な管理を促進します。

個人住宅については、耐震診断や改修を促進するとともに、個人の生命財産の保護につながる取組の推進に努めます。また、事業者所有の建物についても、耐震改修の重要性の周知に努めます。

市営住宅及び市有住宅については、適正戸数を確保しながら、計画的な修繕を実施し住環境の確保を図ります。

都市公園については、市民の憩いの場としての機能を確保するため、適切な維持管理に努めます。児童遊園地については、地域住民と協力して適正な維持管理に努めるとともに、廃止や他用途での利用を含め、今後の在り方を検討します。

今後の主な取組

①計画的な土地利用の推進

都市計画に基づき、計画的な土地利用を進めるため、開発が無秩序にならないよう適正な開発許可に努めます。

②効果的な空き家対策の推進

危険な空き家の適正管理を所有者に対して働きかけるとともに、利活用可能な空き家の有効活用が促進されるよう取り組みます。

③建物の安全性の確保

個人住宅の耐震改修だけでなく、緊急輸送路の沿道にある建物等についても、耐震改修の必要性等について所有者の理解を得られるよう情報発信に努めます。

また、個人の生命財産の保護のため、土砂災害警戒区域等にある住宅の危険回避につながる方策を検討します。

④市営住宅及び市有住宅の適切な維持・改善

人口減少・少子高齢化を踏まえ、適正戸数の確保を図ります。また、住宅の改修や建替による住環境の維持・改善に取り組みます。

⑤憩いの場の提供

都市公園、児童遊園地の適正な在り方を検討し、必要に応じて廃止や他用途での利用を促進します。一方で、みやま公園をはじめとした大規模な公園については、その魅力向上を図り、より快適で質の高い憩いの場を提供します。

重点プロジェクトとの関係

ローカルブラン ディング創出	ヘルスケア サービス開発	人材育成支援	交流推進	医療介護支援	移住支援
-	-	-	-	-	・空き家利活用の推進

大綱： 1 住み心地のよい活気あるまち

政策： 1 都市機能が充実したまち

施策： 3 良質かつ安定した水の供給

施策の目標

指標名		現状値 2017 年度	目標値 2022 年度	目標値 2026 年度
1	有収率（％）	92.0	92.0	92.0

■1：飲み水等として供給された水量のうち、料金収入となった水量の割合

【計算式】有収水量／配水量×100

現況と課題

水道事業は、市民の日常生活に欠くことのできない公営事業です。

安全・安心な水の安定供給のため、計画的な老朽管の更新を進めるとともに、施設の耐震化等、災害対策等の危機管理を目的とした整備を図る必要があります。

一方、給水人口が減少し、給水収益が伸び悩む中で、老朽化した基幹水道施設の更新には多額の費用を要するため、適切な維持管理や耐震化の実施により施設や機器の延命化を図り、また、民間連携を検討する等、事務の効率化・合理化による経費の削減や徴収率の向上による料金収入の増収等、経営の向上に取り組む必要があります。

基本方針

市民の重要なライフラインとして安全・安心な水を安定的に供給するため、施設の維持管理をはじめ、計画的な老朽管の更新を図り、有収率の向上に努めます。

また、配水池の整備や耐震管への更新を推進し、災害に強い水道施設の構築を進めます。

さらに、コスト削減を目指し、広域化の検討や官民連携の活用等、事業の効率化を進めます。

また、投資・財政計画を策定し、収支の均衡を図り安定した経営を持続するための財源確保に努めます。

今後の主な取組

①水道事業の安定的な運営

計画的な老朽管の更新や施設の耐震化を行い、漏水事故の減少に取り組み、有収率や料金収入の向上に取り組みます。

②水道水の安定的な供給

配水池やポンプ所の整備及び耐震化の実施等、災害リスクに備えるためライフラインの機能強化を進めることにより、水道水の安定的な供給に努めます。

大綱： 1 住み心地のよい活気あるまち

政策： 1 都市機能が充実したまち

施策： 4 污水处理対策の推進

施策の目標

指標名		現状値 2017 年度	目標値 2022 年度	目標値 2026 年度
1	公共下水道の普及率（％）	94.4	98.3	99.0

■1：公共下水道を使用することができる下水道処理区域内に住む市民の割合

【計算式】下水道処理区域内人口／総人口×100

現況と課題

本市の下水道整備は、昭和 61(1986) 年度に事業着手した児島湖処理区の整備が平成 28(2016)年度に概成しましたが、平成 16(2004) 年度に玉野処理区に編入した山田・東児地区については、現在整備を進めているところであり、早期の整備完了が望まれています。

今後、施設の耐震化や老朽化の解消を図り、生活排水の適切な処理を行うためには、諸課題の解決を図る必要があります。

また、公共下水道の区域外においては、合併処理浄化槽の設置を促進するなど、生活環境の保全を図る必要があります。

基本方針

公共用水域の水質汚濁防止による周辺環境の衛生面向上のため、玉野処理区へ編入した山田・東児地区において下水道整備を推進します。

また、玉野浄化センターやポンプ場、管渠施設の改築更新を実施することで、安定した生活排水の処理を維持し、より一層の美しい環境と水質の保全を図ります。

今後の主な取組

①下水道事業の安定的な運営

玉野処理区の山田・東児地区の整備を進め、下水道普及率の向上を図ります。

また、より多くの市民に下水道を理解してもらうため普及啓発を行うとともに、供用開始後の早期接続へ向けた指導や奨励金の交付等、水洗化を積極的に進めます。

②生活排水の安定的な処理

玉野浄化センターやポンプ場、管渠施設の安定した能力を維持させるために改築更新を実施します。

③下水道事業における適正な受益者負担

下水道事業については、事業着手から約 40 年が経過して老朽化が進んでいる玉野浄化センターやポンプ場、管渠等の計画的な改築更新を図る必要があることから、過去の経緯も踏まえ、今後の適正な受益者負担の在り方を検証し、必要に応じて見直しを図ります。

大綱： 1 住み心地のよい活気あるまち

政策： 1 都市機能が充実したまち

施策： 5 交通基盤の充実

施策の目標

指標名		現状値 2017 年度	目標値 2022 年度	目標値 2026 年度
1	玉野市コミュニティ交通の利用者数 (人)	121,706	119,500	119,500
2	公共施設や病院への移動手段がなく不便を感じている市民の割合 (%)	6.7	5.0	5.0
3	市内バス車両のバリアフリー化率 (%)	62.9	70.0	80.0

■1： 1 年間に玉野市コミュニティ交通（シーバス・シータク・石島航路）を利用した人の延べ人数 今後、本市において人口減少が見込まれることや、料金体系の見直しについて検討することを踏まえ、利用者数を維持することを目標として設定するもの

■2：【アンケート】公共施設や病院への移動手段がなく不便であると回答した市民の数／全回答者数×自家用車を利用しない市民の割合×100

■3：市内を運行するバス車両のうち、ノンステップバス及びワンステップバス車両の割合

現況と課題

本市では、平成 24（2012）年度にコミュニティバス（シーバス）の運行形態を見直し、新たにデマンド型乗合タクシー（シータク）の導入や、平成 26（2014）年度に離島の石島と宇野港を結ぶ石島航路（予約制）を整備する等、交通機能の向上に努めてきました。

その結果、現在は本市のほぼ全域が公共交通でカバーされ、広域幹線と支線が適切に役割分担されていることから、目標値以上の利用者の確保が達成されています。

一方、シーバス・シータク運賃について、路線バスとの運賃負担に大きな格差が生じていることや、交通結節点における乗継環境が不十分であること等が課題となっているため、今後、シーバス・シータクの料金体系の見直しを行うことでこの格差を解消するとともに、高齢者や初めて利用する方でも分かりやすい情報提供を行うことが必要となります。

また、高齢化が進む中、自家用車を運転できない高齢者の増加が予想されることから、高齢者がスムーズかつ安全に乗降できるよう、シーバス・シータク、路線バスともに、車両の更新に合わせてバリアフリー化を図る等、利便性の向上に向けた取組が求められます。

基本方針

市民が安全・安心に公共交通を利用して外出できるよう、環境整備等、利便性の向上に努めるとともに、市民が利用しながら支える持続可能な仕組の構築を図ります。

また、JR や市内バス業者等、関係事業者との連携強化に努め、料金体系、通行ルート、停留所の配置等の見直しに加え、市外からの来訪者等、初めて利用する方であっても利用しやすくなるように、公共交通マップや各種ツールを活用した積極的な情報提供を行う等、さらなる利用促進に向けた有効な取組について検討します。

今後の主な取組

①関係事業者等との連携強化

既存の公共交通資源を活かすとともに、交通事業者、市民、行政といった公共交通の関係者との連携を強化し、持続可能で利便性の高い公共交通網の構築に努めます。

②利用促進に向けた環境整備

利用者目線に立った分かりやすい情報提供を行うことや、公共交通のバリアフリー化・シームレス化を推進する等、誰もが利用しやすい利用環境の整備に努めます。

重点プロジェクトとの関係

ローカルブラン ディング創出	ヘルスケア サービス開発	人材育成支援	交流推進	医療介護支援	移住支援
-	-	-	・公共交通シス テムの運営	-	-

- 大綱：1 住み心地のよい活気あるまち
 政策：2 快適な市民生活を支えるまち
 施策：6 利便性の高い葬祭施設の提供

施策の目標

指標名		現状値 2017 年度	目標値 2022 年度	目標値 2026 年度
1	葬祭サービスに満足している 市民の割合（％）	70.4	75.0	77.0

■1：【アンケート】葬祭サービスに満足していると回答した市民の数／全回答者数×100

現況と課題

玉野市の葬祭事業については、昭和 48（1973）年度から、葬具、霊柩車等の葬祭費の無料化を実施し、市民サービスの向上に努めてきましたが、少子高齢化や核家族化、住宅事情等の変化により、葬祭に対する市民のニーズは多様化しています。

こうした状況のもと、現状に即した葬祭サービスを提供するため、利用しやすい斎場施設としての運用を行うことが必要です。

また、霊園については、適切な環境美化・管理を継続していくことが求められています。

基本方針

斎場については、施設の適正な維持管理及び運用に努めるとともに、葬祭サービスについても、サービスの質的向上及び効率化を図ります。

霊園事業については、霊園内の環境美化など適切な運営に努めます。

今後の主な取組

①葬祭施設の適切な管理運営

火葬施設の維持管理や衛生管理の徹底等、斎場の適切な管理運営を行うとともに、効率的かつ効果的な施設の維持管理及びサービスの向上を目指し、運営手法の見直しについて検討します。

②利用しやすい葬祭サービスの提供

多様化するニーズに対応するため、市民のニーズを的確に把握したうえで、サービスの質的向上を図り、利用しやすい葬祭サービスの提供を目指します。

③墓地・霊園の適切な維持管理

利用者が快適に墓参をすることができるよう、適切な管理運営を行うとともに、周辺環境と調和のとれた美しい霊園の維持に努めます。

大綱： 1 住み心地のよい活気あるまち
 政策： 2 快適な市民生活を支えるまち
 施策： 7 廃棄物の適正処理

施策の目標

指標名		現状値 2017 年度	目標値 2022 年度	目標値 2026 年度
1	1 人 1 日当たりごみ総排出量（g）	1,078	953	900
2	資源化率	14.4	19.1	22.4

■1：市民 1 人が 1 日当たりに排出するごみの総排出量 【計算式】ごみ総排出量／総人口／365 日

■2：ごみ総排出量（資源物排出量含む）に対する資源物排出量 【計算式】資源物排出量／ごみ総排出量

現況と課題

本市ではこれまで、ごみの 10 種分別等、ごみの排出段階での細分化を図り、廃棄物の排出抑制、資源化の向上等に努めてきたところです。

しかしながら、近年における本市のごみ総排出量は微増・微減を繰り返し、平成 28（2016）年度の 1 人 1 日当たりのごみ総排出量は、県内の自治体で最も多く、県平均を大きく上回っている状況です。

一方、本市のごみ中間処理施設の中核である東清掃センターは、建設からすでに 40 年近くが経過し、老朽化が顕著となっています。

このため、県が策定した「新岡山県ごみ処理広域化計画」に基づき、可燃ごみの広域処理について、平成 29（2017）年 3 月に、岡山市及び久米南町と 2 市 1 町による協定を締結し、2023 年度からの新施設の稼働を目指した事業を推進しています。

当該広域処理については、平成 30（2018）年 8 月に処理施設の候補地が岡山市内に決定したことから、今後、本市で生じる可燃廃棄物の運搬等を含めた対応が必要となっています。

基本方針

平成 30（2018）年度に改定した「一般廃棄物処理基本計画」に、ごみの削減率（量）等をはじめとした取組を定め、ごみの削減、資源化等に向けた施策を推進します。

施策の推進に当たっては、適切にごみの収集・運搬・処理・処分を行うために、適正な収集運搬体制の維持と各処理・処分施設の管理を行います。

今後の主な取組

①ごみの減量化の推進

ごみの排出抑制及び資源化に向けた施策に基づき、ごみの減量化につながる取組を推進します。特に、家庭ごみ有料化制度の導入、食品ロス削減の推進等、ごみの減量化に有効な取組について実施手法の検討を行います。

②ごみの適正な処理

ごみの収集・運搬について、これまでのステーション回収を基本としますが、資源化の推進等を図るために、資源物の集団回収（資源回収）の推進や、店頭・拠点回収等、新たな収集・運搬の手法を検討します。

また、可燃ごみの処理については、広域処理開始までの安定的な処理を行うため、定期的、計画的な焼却炉の整備を行います。

さらに、広域化後の可燃ごみの運搬及びその他の処理施設について、施設の適正な管理運営に努めます。

③資源化の推進

可燃ごみに混入している資源物を分別し、廃棄物量を下げ、資源物量を上げるために、新たな分別品目の設定等、廃棄物の細分化を検討します。

また、ごみの適正な処理等における資源物の新たな収集・運搬手法との相乗効果により、資源化率の向上を目指します。

- 大綱： 1 住み心地のよい活気あるまち
 政策： 2 快適な市民生活を支えるまち
 施策： 8 生活環境の適正な保全

施策の目標

指標名		現状値 2017 年度	目標値 2022 年度	目標値 2026 年度
1	大気における環境基準達成項目割合（％）	87.5	90.0	90.0
2	児島湖の水質における化学的酸素要求量（COD） （mg/L）	7.8	6.8	6.0
3	イノシシ捕獲頭数（頭）	344	500	500

■1：大気汚染に関する環境基準のうち、基準を達成している項目

■2：最終目標値 5.0mg/L

■3：捕獲許可に基づいて捕獲したイノシシの頭数

現況と課題

大気については、本市内の工場で漏出防止策や機器の入替え等による環境対策が奏功し、排出ガス濃度は年々低下しています。

また、近年の技術向上から排出ガスの少ない自動車の普及で主要道のガス濃度は環境基準を達成していますが、光化学オキシダントは依然として環境基準を達成できていません。

水質については、県を中心に児島湖の水質改善に努めており、年々改善の傾向を示していますが未だ環境基準を達成できていません。

また、近年、瀬戸内海の家ごみ等廃棄物による海洋汚染が問題となっています。

鳥獣被害については、近年、市内全域でイノシシの生息頭数が増加し、農地における農作物被害の他、公園や住宅の敷地などに出没し、餌を求めて地面を掘り起こされる被害が多発しています。また、道路上に出没したイノシシと自動車の衝突による物損・人身事故も増加しています。イノシシによる被害を防止するため、生息頭数の抑制を図るとともに、防護柵の設置などにより農地や市街地への進入を防ぐことが重要です。さらに、イノシシの駆除を担う狩猟者の高齢化が進んでおり、新たな狩猟者の確保が課題です。

この他にも、従来からカラス、ハトによる被害も生じていますが、近年では、県内でニホンジカやニホンザル、ツキノワグマ、アライグマなどの生息域が拡大し、住民生活との軋轢が生じています。本市においてもニホンジカやニホンザルの生息が確認されており、今後の被害の発生・拡大を防止する必要があります。

基本方針

環境保全対策については、事業者との環境保全協定等に基づき、排出ガスの測定や実態調査を実施し、改善に向けて対応を協議するとともに、児島湖では県の「第7期水質保全計画」に基づき、県・流域市町村とともに協力して児島湖の水質改善に努める等、市民にやさしい環境づくりのため、住民、事業者、行政が一体となり環境対策を進めます。

鳥獣被害対策については、イノシシの駆除による生息密度の低減と、農地・市街地への進入防止を中心に、生活環境への被害防止に努めるとともに、将来の駆除活動を担う狩猟者の育成を図ります。また、カラスやハトによる被害防止に引き続き取り組む他、ニホンジカ、ニホンザルなど新たな有害獣の定着防止に努めます。

今後の主な取組

①環境保全の推進

環境に関するイベント等を通じて啓発活動を行い、市民意識の醸成を図るとともに、清掃大作戦の他、地元地区の意見を聞きながら、児島湖沿岸部の美化に努めます。

国・県の対応状況を注視しながら、瀬戸内海的环境保全に努めます。

②鳥獣被害対策

イノシシによる被害防止に向け、関係機関・団体と連携して、個体数管理、被害防止対策及び狩猟者の確保などの対策を図ります。個体数管理に当たっては、鳥獣被害対策実施隊を中心に効果的な捕獲を行い、市内全体のイノシシの生息密度低減を図るとともに、集落に被害を及ぼす個体の駆除に努めます。また、被害防止対策については、集落による防護柵の設置を促進する他、設置した防護柵の適正な維持管理や、耕作放棄地の解消、誘因物の除去など、各地区におけるイノシシが出没しにくい環境の整備を支援します。

大綱： 1 住み心地のよい活気あるまち
 政策： 3 活気あるいきいきとしたまち
 施策： 9 みなとの効果的な活用

施策の目標

指標名		現状値 2017 年度	目標値 2022 年度	目標値 2026 年度
1	旅客船寄港回数（回）	17	20	20
2	取扱貨物量（t）	418	420	420

■1：1年間に宇野港宇野地区に旅客船が寄港した回数

■2：1年間に市内の港湾で取り扱われた貨物量の総計（内航フェリー分を除く）

現況と課題

海・港・船は、本市にとって最大の地域資源であり、本市が瀬戸内の中核的な機能を担い、さらなる市勢の発展を遂げるためには、これらの地域資源を最大限活用した戦略的なまちづくりが求められており、本市の港について、ポートセールスの推進や物流振興といった、各港の特徴を踏まえたうえでの機能の向上を図る必要があります。

人流港としての機能を担う宇野港宇野地区については、客船の入港に関する地域間競争が激化する中、寄港に当たり従来型の観光ではない特別な体験が求められているため、これらのニーズに対応すべく、近隣自治体との連携による観光プログラムの掘り起こしや開発が必要となっています。

物流港としての機能を担う宇野港田井地区については、水面整理場の埋め立てに関する港湾計画の改定や費用対効果を勘案した事業手法の検討が必要となっており、長期的な事業となることが想定されています。

また、これらの港については、現在の港湾機能を維持・強化するとともに、災害に強い港湾づくりが求められています。

基本方針

宇野港宇野地区については、広域的観点から周辺地域との連携を図りながら、ポートセールスの推進に取り組むことと並行して、たまの版生涯活躍のまち（CCRsea）の取組においても、本市が有する地域資源の磨き上げや観光プログラムの開発により、宇野港の魅力を高め大型客船の誘致を進めます。

宇野港田井地区については、国、県と連携し、水面整理場の利活用について長期的な視点に立ち、経済波及効果等、本市の活性化への寄与という観点も含めた協議を進め、貨物船の定期航路や港湾利用企業の誘致を推進する等利用促進を図ります。

また、安全に港を利用できるよう、市管理港湾については、緊急度の高いものから、港湾の維持修繕を実施し、県管理港湾については、それぞれの港湾機能の向上及び十分な防災対策が図られるよう、関係機関へ要望します。

今後の主な取組

①港湾施設の利用促進

宇野港宇野地区について、客船入港歓迎イベント等のおもてなしやポートセールスの推進を図るとともに、宇野港背後地域におけるクルーズ需要を創出すべく、セミナーの開催等に取り組みます。

宇野港田井地区について、国、県と水面整理場の利活用に関する協議を進めます。

②港湾施設の機能維持

市管理港湾の機能維持については、緊急度の高いものから計画的に維持修繕工事を実施します。また、県管理の港湾機能の向上及び十分な防災対策の整備については、関係機関へ要望します。

重点プロジェクトとの関係

ローカルブラン ディング創出	ヘルスケア サービス開発	人材育成支援	交流推進	医療介護支援	移住支援
・港を活用した イベント等の 開催 ・宇野港への大 型客船等の航 路誘致の推進	-	-	-	-	-

大綱：1 住み心地のよい活気あるまち
 政策：3 活気あるいきいきとしたまち
 施策：10 観光の振興

施策の目標

指標名		現状値 2017 年度	目標値 2022 年度	目標値 2026 年度
1	観光入込客数（千人）	1,299	1,340	1,380

■1：1 年間に市内の主要観光施設（深山公園、渋川海岸など）を訪れた観光客の数

現況と課題

瀬戸内エリアは、これまでの直島のアートによる地域づくりを土台として、平成 22（2010）年から開催されている瀬戸内国際芸術祭の後押しもあり、瀬戸内という一つのブランドとして世界から注目されており、島々への観光客が増加傾向にあります。

こうした状況において、本市の知名度は低く観光の目的地として選ばれることなく、多くの場合瀬戸内の島々へ向かう観光客の通過点となっていることから、本市への交流人口を増加させ、観光客が滞留・滞在できる場所として、地域資源を活用した魅力的な着地型の観光プログラムの開発等に取り組む必要があります。

また、外国人観光客の増加により、宇野駅周辺でのインバウンド対応を含めた観光案内体制の充実や、観光客の滞在が可能となるよう、民間の宿泊施設の誘致促進等が求められています。

さらに、本市の主要な観光地である渋川海水浴場についてはレジャーの多様化の中で海水浴が選ばれなくなっていることから、関連事業者等との連携や、渋川でのビーチスポーツの振興や王子が岳の自然を活かしたアクティビティ等により、相乗効果による魅力の向上を図り、夏に限らず一年を通じて誘客する仕組みの構築が求められています。

基本方針

本市の観光の魅力を向上させるため、自然、芸術文化、健康、食、スポーツなど、地域の特性を活かした着地型の観光メニューを創出し、ソーシャルメディア等様々な手法で情報発信に努め地域のブランド力を向上させるとともに、周辺地域との積極的な連携を図ることで、観光関連産業の活性化に努めます。

また、「玉野市総合計画」を上位計画として「玉野市観光振興計画」を更新し、市民と行政が一体となったネットワークを形成することで、重要かつ地域のニーズに応じた事業を展開し、地域の再生・活性化につながる観光まちづくりを目指します。

今後の主な取組

①新たな観光資源の開発・魅力向上

本市の地域資源を活かした観光コンテンツの磨き上げを行うことにより、地域のブランド力を高め観光消費の拡大を図るため、たまの版生涯活躍のまち（CCRsea）におけるローカルブランディングの確立及びヘルスケアサービスの開発等に取り組み、自然、芸術文化、

健康、食、スポーツ等の地域特性を活かした魅力的な着地型の観光メニューを創出します。

②観光・交流拠点機能の充実

本市には、遊園地・競輪場・ゴルフ場等のアクティビティ施設や、市民農園・みやま公園・道の駅等の交流施設の他、リゾートホテル・温浴施設、スポーツジム・海洋博物館等の様々なコンテンツが点在していることから、これらを拠点化し、市民や観光客が気軽に立ち寄り、情報収集や様々な活動を体験・実践できる場としての再整備に取り組み、交流人口の増加を図ります。

特に、宇野駅・宇野港周辺では、瀬戸内国際芸術祭の開催を踏まえ、インバウンド対応を含めた観光案内体制の充実を図るとともに、たまの版生涯活躍のまち（CCRsea）の取組において、交流推進に向けた機能強化を図ります。

渋川・王子が岳周辺では、周辺観光関連事業者等との連携を進め、美化推進、安全・安心の確保、観光施設の受入体制強化等に取り組むとともに、渚の交番プロジェクトの推進、ビーチスポーツの大会・キャンプの誘致を行う等、渋川海岸の魅力の発信に努めます。

③効果的な情報発信

たまの版生涯活躍のまち（CCRsea）の取組により構築した、インターネットサイトによる体験型観光コンテンツ等に関する情報発信及びそれらの予約販売の仕組みを活用し、事業推進主体を中心とした民間事業者による効果的なPR活動を推進するとともに、ソーシャルメディア等の時代の潮流に応じた様々な手法を活用し、柔軟かつ多様な情報発信に努め、地域のブランド力の向上及び交流人口の増加を図ります。

④官民連携体制の構築

地域資源を活用した各コンテンツの掘り起こしや磨き上げを行い、それらを戦略的に組み合わせ提供し効果的なまちのブランドづくりにつなげるとともに、これらによる域内消費の拡大や市内関連産業の活性化を図るため、行政と関係団体・企業等が連携し、効率的かつ効果的な取組を展開できる体制を構築します。

重点プロジェクトとの関係

ローカルブランディング創出	ヘルスケアサービス開発	人材育成支援	交流推進	医療介護支援	移住支援
・新たな観光コンテンツの掘り起こし、磨き上げ ・官民連携による効果的な情報発信及び観光コンテンツの予約販売の仕組みの活用	・ヘルスツーリズムの開発促進 ・その他健康づくりを核とした観光コンテンツの開発促進	-	・観光コンテンツの交流拠点化の推進	-	-

大綱： 1 住み心地のよい活気あるまち

政策： 3 活気あるいきいきとしたまち

施策： 11 商工業の活性化

施策の目標

指標名		現状値 (測定年度)	目標値 2022 年	目標値 2026 年
1	製造品出荷額（百万円）	307,381（2016）	308,000	308,000
2	商品販売額（百万円）	82,283（2015）	83,000	83,000
3	市内開業率（％）	5.14（2017）	5.0	5.0

■1：1年間に市内の事業者により製造された製品の出荷額の総計（工業統計調査）

■2：1年間に市内の事業者が販売した商品の販売額の総計（経済センサス活動調査）

■3：ハローワーク玉野管内 雇用保険適用 新規事業所数／適用事業所数×100（前年度3月末）

現況と課題

本市の工業は、基幹産業である造船業が、世界的な船舶過剰で貨物船の建造が伸び悩み、中国・韓国との受注競争の中で、数年の受注は確保しているものの、今後、関連企業を含め、大幅な受注減や収益性の悪化等が懸念されており、先行き不透明な状況となっています。

さらに他の多くの業種においても、国内景気は緩やかに拡大しているものの、厳しい状況が続いていることから、各企業における経営基盤強化の取組を促進するとともに、新たな産業の創出を図る必要があります。

本市の商業は、消費の市外流出や地域経済の停滞、後継者不足等により、空き店舗が増加する等、衰退が著しい状況にある中、一方で、中心市街地を中心に、市外からの移住者等による新規創業店舗の出店が続いています。

こうした流れを引き継ぎ発展させるために、新規創業店舗の出店を支援するとともに、今後は、新規創業店舗が市内で事業活動が継続できるよう、既存の商業施設や商店街等と連携し市内商業店舗全体での魅力アップを図る必要があります。

また、企業誘致を促進するために、市街化区域における未利用地の有効活用が求められています。

基本方針

工業の振興を図るため、市内中小企業の新分野への進出や新製品の開発、人材育成の取組等を支援することで、技術力・競争力の強化を促進します。

商業の振興を図るため、空き店舗の有効活用や販売促進に向けた取組に対する支援を強化することで、地域の特性や実態に応じた商業活動を促進します。

また、地域経済の活性化や新たな産業の創出を図るため、企業誘致を推進します。

今後の主な取組

①企業の経営強化の支援

製造業関連の雇用を確保するため、雇用を伴う設備導入や、新分野へ進出するための設備導入等を支援することで新たな事業展開を支援します。また、中小企業における後継者・従業員の育成や、職人塾の運営を通じた技術の伝承等、人材育成の取組を促進することで、企業の技術力・競争力の強化を図ります。

②新規創業の支援

地域の開業率を引き上げ、雇用を生み出すため、創業支援事業計画における特定創業支援事業を推進します。また、市外からの移住者をはじめ、本市での新規創業を希望するニーズに応えるため、市内にある空き店舗の利用促進を図り、新規創業に対する支援を行うとともに、若年者や女性の雇用を確保し、市外転出の抑制に努めます。

③商業振興事業の推進

消費の流出を抑制し、民間活力を高めていくため、商店街団体等が行う販売促進事業を支援するとともに、少子高齢化や外国人対応等、地域住民のニーズや地域を取り巻く環境の変化に対応した新たな取組の促進を図ります。

④特性を活かした新産業の創出

たまの版生涯活躍のまち（CCRsea）の取組における健康づくりを中心とした施策展開により、産学官金の幅広い連携を通じて、市民の健康づくりをサポートする付加価値の高いヘルスケア関連産業等の新産業の育成を図ります。

⑤企業誘致の推進

瀬戸内の玄関口といった本市の立地環境の優位性を活かし、本社機能や広域的営業拠点の誘致に取り組むとともに、ホームページ等を活用し市内の空き工場・店舗等の積極的な情報提供を行うなど、関係機関との連携を図りながら新たな企業の誘致を推進します。

また、商工業の活性化につながる有効な土地利用が図られるよう、企業ニーズの的確な把握に努めるとともに、物流港である宇野港田井地区の水面整理場の整備・利用形態の見直しや用地拡大に向けた開発についても、県へ引き続き要望します。

さらに、未利用地等の既存ストックの状況を調査するとともに、商工業それぞれの分野における様々な制度等の活用について検討します。

重点プロジェクトとの関係

ローカルブランディング創出	ヘルスケアサービス開発	人材育成支援	交流推進	医療介護支援	移住支援
・市内商業店舗の魅力向上 ・特産品等の開発及び戦略的な販路開拓の支援	・ヘルスケア関連産業等の新産業の創出	・既存産業の担い手確保 ・ヘルスケア関連産業等の新産業の担い手育成	-	-	・移住後の新規創業に対する支援

大綱：1 住み心地のよい活気あるまち
 政策：3 活気あるいきいきとしたまち
 施策：12 農業の活性化

目標

指標名		現状値 2017 年度	目標値 2022 年度	目標値 2026 年度
1	新規就農者数（人）	2	2	2
2	集落営農に取り組んでいる地域の数（地域）	2	5	6

■1：1年間に市内で新たに就農した人数

■2：集落営農に取り組む組織経営体の数

現況と課題

本市の農業は、平野部での米麦を中心とした農業経営の他、干拓地の施設ナスや、市東部の花き栽培等が行われています。また、都市近郊の利点を活かし、直売所への少量多品目の出荷も盛んに行われています。近年では、消費者からのニーズの高い雑穀や黒米等を市の特産農産物として、産地拡大の取組を進めています。

一方、農業者の高齢化や後継者不足により、ため池や農道・水路等の農業施設の維持管理に係る共同活動が困難になっています。

基本方針

将来にわたって地域農業の維持発展を図るために、国や県の各種支援制度を活用しながら、農業基盤の整備による生産性の向上や環境保全等を行うとともに、担い手の確保・育成や、収益性の高い作物の導入・拡大、担い手への農地利用の集積、消費者との交流の促進を図り、活力ある地域農業の確立を目指します。

また、農業基盤の整備や担い手への農地利用の集積、集落営農を推進することで、耕作放棄地の発生防止・解消を図り、農地が保有する多面的機能の発揮に努めます。

今後の主な取組

①地域農業の維持

地域での話し合いにより地域の将来ビジョンを作成し、農地利用の集積・集約化及び耕作放棄地の発生防止・解消を図ることで、持続可能な地域農業の確立に努めます。また、各地区の農業者などと協力しながら、農業施設の適切な維持管理を行うとともに、イノシシなどの有害鳥獣の適切な管理により農産物の被害を軽減し、安定した農業生産の確保に努めます。

②担い手の確保・育成

担い手の確保・育成のため、関係機関等が実施する経営支援施策を活用し、新規就農者や定年帰農者が就農しやすい環境づくりに努めるとともに、集落営農の組織化・法人化や意欲ある担い手農家の経営改善、企業等の農業参入を支援します。

③地域農産物の振興

施設ナスや花きなど収益性の高い施設園芸の推進を図るとともに、ニーズの高い特産農産物の生産を支援します。

さらに、農林水産振興センターを核に、地産地消や消費者との交流を促進するとともに、六次産業化・農商工連携による農業者の新たな特産品開発の取組を支援し、地域ブランドの確立を図ります。

④農業基盤の機能の向上

地域のニーズを踏まえ、ほ場整備や農道・水路整備等の農業基盤の整備に努めます。さらに、防災対策の観点から、必要に応じ、農道・水路やため池等の改修を進めます。

重点プロジェクトとの関係

ローカルブラン ディング創出	ヘルスケア サービス開発	人材育成支援	交流推進	医療介護支援	移住支援
・特産品や食の 開発支援	-	-	・農業体験プロ グラムの開発 支援 ・農林水産振興 センターの活 用による交流 推進	-	・移住後の新規 就農の受入体 制整備

大綱： 1 住み心地のよい活気あるまち

政策： 3 活気あるいきいきとしたまち

施策： 13 水産業の活性化

施策の目標

指標名		現状値 (測定年度)	目標値 2022 年度	目標値 2026 年度
1	水産漁獲量【海面漁業】(t)	346 (2015)	380	400
2	水産漁獲量【ノリ養殖業】(t)	2,261 (2015)	2,400	2,600

■1：1 年間に漁業において採捕された魚や海藻類などの水産動植物量の総計

■2：海面養殖業のうち、くろのりの収穫量

現況と課題

本市の主要漁業はノリの海面養殖業であり、その生産量は県下一を誇っています。また、旭川と吉井川から栄養豊富な淡水が流入する漁場では、漁獲される水産動植物は多種多様です。

しかし、近年は海中栄養塩の減少、漁場底質のヘドロ化等の漁場環境の悪化により、漁獲量の減少やノリの品質低下、生産量の減少が問題となっています。また、漁業者数の減少、魚離れによる水産物消費量の低下も課題となっています。

基本方針

地域漁業の維持・振興に向け、水産資源の有効利用を図る資源管理型漁業を推進するとともに、漁場環境の改善に取り組み、漁場の生産力の維持・向上に努めます。また、漁業施設の近代化を促進し、漁業経営の安定化を図ります。

さらに、関係団体と連携し、漁業の魅力発信や消費者との交流を促進するとともに、後継者の確保・育成に努めます。

今後の主な取組

①水産資源の安定的な確保

漁場の生産力の維持・向上のため、県や漁協と連携し、藻場再生・造成に取り組む等、漁場環境の改善を図るとともに、種苗放流による資源管理型漁業の推進に努めます。

②漁業経営基盤の強化の支援

漁業者の経営基盤の強化を図るため、制度資金を活用した施設及び機器等の高性能化や省エネ化を促進します。

また、関係機関と連携し、漁協等が実施する漁業設備等の整備を支援します。

③魅力の発信と後継者の確保・育成

漁業の魅力を発信するため、たまの版生涯活躍のまち（CCRsea）の取組の一つとして、民間事業者による漁業体験プログラムの開発や、地域の水産物等を使用した特産品や健康食の開発等、消費者を呼び込むための取組を支援します。

また、関係機関と連携し、後継者の確保・育成に努めます。

重点プロジェクトとの関係

ローカルブラン ディング創出	ヘルスケア サービス開発	人材育成支援	交流推進	医療介護支援	移住支援
・特産品や食の 開発支援	-	-	・漁業体験プロ グラムの開発 支援 ・農林水産振興 センターの活 用による交流 推進	-	・移住後の新規 就業の受入体 制整備

大綱： 1 住み心地のよい活気あるまち
 政策： 3 活気あるいきいきとしたまち
 施策： 14 雇用の創出・働き方改革の推進

施策の目標

指標名		現状値 2017 年度	目標値 2022 年度	目標値 2026 年度
1	有効求人倍率（倍）	2.0	1.0	1.0
2	市内高等学校卒業就職者の市内就職率（％）	48.2	50.0	50.0

■1：ハローワーク玉野管内の求職者数に対する求人数の割合 ハローワーク玉野管内 求人数／求職者数

■2：玉野市独自調査 市内高等学校卒業業者市内就職者数／市内高等学校卒業就職者数×100

現況と課題

国内の景気は緩やかに拡大し、基幹産業である造船業は数年受注を確保しているものの、先行き不透明な状況となっています。一方、有効求人倍率は県内でも高く雇用状況の改善がみられるものの、本市の主力産業である製造業をはじめ、建設業、運輸業や医療・介護分野など多業種にわたり、人材不足感が強く現れ、大きな課題となっています。

求職者の市外流出や、若者の職場への定着率の低下など、様々な雇用問題が顕在化する中で、求職者、特に若者が市内で就職し、職場に定着することができる労働環境を確保する必要があります。

また、地方への移住を希望する方の多くは、移住先を検討するうえで、移住後の生活面における仕事の環境を重視されています。こうした移住希望者が、これまでの経験や能力を活かした業種・職種で活躍できる環境を構築する等、効率的かつ効果的な移住促進と市内企業の人材不足の解消を図る取組が求められています。

さらに、国の一億総活躍社会の実現に向けた働き方改革では、基本的な方針として、長時間労働の解消、非正規と正社員の格差の是正、労働人口不足（高齢者の就労促進）の解消が掲げられており、本市においても、人材確保に加えワークライフバランスの向上及び女性活躍の推進を踏まえた取組が必要となっています。

基本方針

新規卒予定者や移住者を含む求職者が、市内企業に就職し職場に定着できるよう、産学官が連携した取組や、関係企業及び団体等と連携し、求職者と市内企業とのマッチングを図ることで就職を促進するとともに、市内企業に対する理解を深め、就職後の理想と現実の乖離を軽減させることで、定着率の向上を図ります。

また、移住定住促進や、女性活躍の推進、若年者の市内就職に協力的な企業の活動を支援します。

さらに、ワークライフバランスの向上等、働き方改革に取り組む企業への支援についても検討を進めます。

今後の主な取組

①労働環境の改善、働き方改革の推進

ワークライフバランスの向上及び女性活躍の推進を目指して、働き方改革に取り組む企業や移住定住促進に協力的な企業の活動を支援するとともに、在宅勤務制度の創設、休暇取得の促進、仕事と育児の両立支援等勤労者の豊かな生活を支援するため、市内企業等の意識の醸成を図ります。

②求職者と市内企業とのマッチング

市立高等学校のインターンシップや就職フェア等の開催支援により、新規学卒予定者を含む求職者と市内企業との出会いの場を設定するとともに、職人塾におけるものづくり体験研修等を通じて、ものづくりに対する関心を高めることで、市内企業への就職を促進します。

また、関係企業及び団体等と連携し、移住相談会等の機会を利用して求人を行う等、移住希望者の仕事の確保に努めます。

重点プロジェクトとの関係

ローカルブラン ディング創出	ヘルスケア サービス開発	人材育成支援	交流推進	医療介護支援	移住支援
-	-	-	-	-	・移住者と企業 のマッチング の向上

大綱：2 健やかで安全・安心に暮らせるまち

政策：4 安全で災害に強いまち

施策：15 防災・減災対策の推進

施策の目標

指標名		現状値 2017 年度	目標値 2022 年度	目標値 2026 年度
1	自主防災組織加入世帯の割合 (%)	70.5	72.0	74.0
2	家庭での防災対策をしている市民の割合 (%)	44.8	56.0	64.0

■1：自主防災組織が活動しているエリア内の世帯の割合 自主防災組織が組織されている地域の世帯数／全世帯数×100

■2：【アンケート】家庭での防災対策をしていると回答した市民の数／全回答者数×100

現況と課題

本市は山地部が多く、市域の約 6 割が森林で占められているにもかかわらず、大部分が十分に管理されていないことから、相次ぐ山火事の発生等の原因となっており、森林の荒廃が進んでいます。これに加え、近年多発する集中豪雨等によって土砂崩れも発生しており、森林の適切な管理等、災害が起きにくい環境づくりが求められています。

また、本市は長い海岸線を有する特有の市街地を形成していることから、高潮による浸水被害等に加え、今後、南海トラフ地震等の自然災害の発生も懸念されています。

平成 16（2004）年度、平成 23（2011）年度の大型台風による被災及び東日本大震災の発生以降、行政及び市民の防災意識が高まってきている中、安心して暮らせる生活環境を構築していくためには、行政と地域が被害を最小限にとどめるという共通の目的を持ち、「自助、共助、公助」の理念に基づいた取組により、防災力を高めることが重要です。

ソフト面に関しては、避難勧告の発令等、適切な判断のもと、市民に対して速やかに情報提供を行うことが求められます。そして、地域住民が協力し合い、自分たちの地域を守る防災意識の高まりと、効果的な組織活動が重要です。

ハード面に関しては、高潮対策事業として、現在着手している後閑地区の堤防補強等の対策工事について、整備促進が図られるよう関係機関へ要望活動を行っています。

また、大雨による浸水等の被害を最小限にとどめるための減災対策については、状況に応じて継続的な取組を行います。

基本方針

災害による被害を最小限に防ぐためには、防災施設や設備等の整備が必要であり、特に高潮や雨水による浸水対策をはじめとする防災工事の施工は急務となっていることから、重要課題として引き続き計画的に工事を実施します。

南海トラフ地震等の大規模災害に備え、避難所施設の整備や、飲料水、食料等の備蓄品の確保、充実に努めます。さらに、災害時の拠点となる本庁舎や避難場所に指定されている施設については、順次、耐震化や新たな避難場所の確保に努め、災害時に本庁舎が利用できない場合の代替施設の選定及び整備の推進を図ります。

高潮や雨水による浸水被害の減災対策については、一定の整備はほぼ完了していますが、近年の目まぐるしい気候の変動等を踏まえ、必要な対策について検討します。また、林道の維持管理を行うとともに、病虫害の予防、駆除を行うことで、森林を適切に管理し、生活環境の保全や火災・災害の発生防止に努めます。

さらに、地域の防災力の要となる「自助、共助、公助」といったつながりの強化を目的として、防災訓練の充実や、自主防災組織づくりや防災に係る啓発活動を実施するとともに、ワークショップや防災出前講座等の開催により、地域におけるリーダーの育成を図ります。

今後の主な取組

①災害による被害の未然防止

地震や大雨等による災害の未然防止のため、河川排水路の改良及び機能維持を行い、必要な減災対策を講じます。また、森林の適切な管理を図るため、管理道としての林道等の維持管理を行うとともに、松くい虫防除対策として、被害木の伐倒により、被害の拡大を防ぎます。

関係機関に対しては、後閑地区の堤防補強等の高潮対策事業及び、二級河川の河川改良工事の整備促進を引き続き要望します。また、県が指定を行っている土砂災害特別警戒区域を反映させたハザードマップを作成し、危険個所の周知を図ります。

②災害への迅速な対応

大規模災害発生時に支援、受援活動を行う基となる計画の策定を行うとともに、平成 30（2018）年度に発生した豪雨災害において指摘された課題や教訓等の研究を行い、実効性のある対応策を講じます。特に、情報伝達手段の多重化に関する研究を進め、迅速かつ正確な情報伝達手段の確保に努めます。

また、大規模災害に備え、飲料水、食料等の備蓄品を確保するとともに、過去の災害事例の調査、研究を行い、避難者ニーズの推移に対応できるよう、備蓄品の種類の充実に努めます。

③地域防災力の強化

市内の自主防災組織未設置地域における防災出前講座の実施等を通じて、設置を促す積極的な働きかけを行い、地域の防災力の強化を目指します。さらに、行政と自主防災組織が意見交換・情報共有できる機会を増やし、すべての市民が災害発生時、迅速に避難ができるような体制の構築を推進します。また、平常時においても、高齢や障害等により自ら避難することが困難である市民の情報の把握に努めるとともに、避難行動に支援が必要な方について、具体的な避難方法等の対策の充実に取り組みます。

大綱：2 健やかで安全・安心に暮らせるまち

政策：4 安全で災害に強いまち

施策：16 交通安全対策の推進

施策の目標

指標名		現状値 2017 年度	目標値 2022 年度	目標値 2026 年度
1	事故件数（件）	1,241	1,160	1,080
2	身近な道路に通行上危険な箇所があると 感じている市民の割合（％）	40.6	38.5	36.5
3	負傷者数（人）	187	170	160
4	高齢者の負傷者数（人）	35	30	30

■1：玉野市内における交通事故件数

■2：【アンケート】身近な道路に通行上危険な箇所があると回答した市民の数／全回答者数×100

■3：玉野市内における交通事故による負傷者数

■4：玉野市内における交通事故による負傷者数のうち高齢者（65 歳以上）の人数

現況と課題

本市においては依然として人口減少・少子高齢化が進み、車への依存度は高まっており、高齢者の免許返納が少ない状況です。

交通安全社会を推進するためには、弱い立場にある方への配慮や思いやりが必要であり、特に高齢者、子どもの安全を一層確保するとともに、すべてのドライバーに対して人優先の思いやりのある運転等、交通安全の思想を普及、啓発する必要があります。

また、危険箇所へ新たな交通安全設備の整備を推進するだけでなく、現在設置してある設備が有効に活用されるための適切な維持管理を図ることが必要です。

基本方針

交通事故のない地域社会実現のため、交通弱者である高齢者、子どもに対しては、引き続き警察、関係団体と協力し、交通安全教育、啓発活動を徹底し、市民全体の交通安全意識の醸成を図ります。

交通安全設備の新たな設置については、特に危険性・緊急性が高い箇所を優先する等、計画的な整備を図ります。また、既存の交通安全設備については、適切な維持管理に努めます。

今後の主な取組

①啓発活動の推進

出前講座、交通安全推進大会、春・秋の交通安全県民活動等を通じた啓発活動、交通安全母の会、ももたろうクラブ等、関係団体の取組と連携し、高齢者、子どもを含め、市民全体に対して啓発活動を行います。

②交通安全設備の整備・維持管理

危険性の高い交差点等に対しては、カーブミラーや街路灯・防護柵等を設置し、交通事故の未然防止を図る整備を行います。

また、既存の交通安全設備について、安全・安心に利用できるよう、適切な維持管理を行います。

大綱：2 健やかで安全・安心に暮らせるまち

政策：4 安全で災害に強いまち

施策：17 火災・事故・急病等への適切な対応

施策の目標

指標名		現状値 2017 年度	目標値 2022 年度	目標値 2026 年度
1	住宅用火災警報器の設置率（％）	62.0	72.0	80.0
2	消防団員の充足率（％）	91.5	100.0	100.0
3	普通救命講習参加者数（人）	10,152	12,000	14,000

■1：全世帯数における住宅用火災警報器の設置率

■2：消防団員の条例定数における実員数

■3：これまでに救命講習に参加したことがある市民の数

現況と課題

平成 25（2013）年～平成 29（2017）年の 5 年間に住宅火災での死者が 5 人発生しています。こうした住宅火災における死者の発生を防ぐには、火災の早期発見、逃げ遅れ防止等に有効性がある住宅用火災警報器の設置が不可欠です。しかしながら、本市における住宅用火災警報器の設置率は平成 29（2017）年 6 月時点において 62.0％で全国平均 81.7％、県平均 75.8％を大幅に下回っています。このことから、住宅用火災警報器をはじめとした住宅用防災機器等の設置促進を図る必要があります。

消防施設については、出張所の老朽化が進んでおり、また、ハザードマップにおいても自然災害による被害が予測される場所に立地していることから、これまで培ってきた消防力の維持を図りながら、本市の人口規模に見合った消防体制・施設の再編整備が必要となっています。

高齢化社会と核家族化は今後も進行し、救急出動は今後も増加すると考えられる中、救急救命士の行う特定行為も増加し、果たすべき役割はますます重要となっているため、救急救命士の育成が必要となっています。

地域における取組としては、救急隊到着前の傷病者への的確な応急手当に対応できるよう、市民による応急手当の普及が必要です。

また、消防団員数が定員よりも約 1 割不足している現状を踏まえ、入団を促進していく必要があります。

基本方針

市民の安全・安心を確保するために、住宅用火災警報器の設置促進の広報、火災予防啓発活動に努めます。

消防体制・施設については、人口推移に伴う救急出動件数、通信指令システム更新計画、他市の配置状況等を踏まえ、本部及び出張所の機能・場所・人員・車両・再編整備費の財源確保等を十分検討し、再編整備を図ります。

救急需要の増加や、要求される高度な救急処置に対応するため、救急救命士を計画的に養成するとともに、高度な技術・知識を習得させた救急体制の確立に努めます。

また、市民への応急手当の普及促進に努めるとともに、消防団員の確保に取り組みます。

今後の主な取組

①住宅防火対策の推進

住宅用火災警報器の設置促進、住宅用火災警報器の維持管理啓発、住宅用火災警報器の調査、放火防止対策の推進に取り組みます。

②消防体制・施設再編整備の検討

署所再編整備については、普通交付税における基準財政需要額の算定基準に示されている内容を考慮しながら、本市の人口規模を踏まえた検討を進めます。

③救急救命士の育成及び市民による応急手当の普及促進

救急救命士に病院実習での実技訓練や講習会等に参加させることで、高度な救急処置の技術や知識を習得させます。

消防本部が開催する普通救命講習やまちづくり出前講座での救命講習により、傷病者の命を救い、社会復帰に導くために必要な応急手当の普及を行います。

④消防団員確保の推進

消防団員の確保については、機能別消防団員、学生団員等の整備を行い、さらなる団員確保に努めます。

大綱：2 健やかで安全・安心に暮らせるまち

政策：4 安全で災害に強いまち

施策：18 消費者保護と防犯対策の充実

施策の目標

指標名		現状値 2017 年度	目標値 2022 年度	目標値 2026 年度
1	1 年間に消費者被害にあった 市民の割合 (%)	2.6	2.2	1.8

■1：【アンケート】1 年間に消費者被害にあったと回答した市民の数／全回答者数×100

現況と課題

インターネットの普及や、仮想通貨、キャッシュレスなど新たな商品やサービスの進展により、消費者を取り巻く環境の多様化、複雑化が急速に進んでいます。また、2022 年 4 月 1 日から、民法の改正により、成人年齢が 18 歳に引き下げられることから、対象となる若年層への消費や契約に関する知識の普及は喫緊の課題となっています。

こうした状況の中で、悪徳商法の実態や最新の消費情報を消費者にフィードバックする等、消費者被害にあわないための知識や被害にあった場合の速やかな対処方法等の普及啓発が必要となっています。

犯罪の発生を防止し、安全・安心な社会を築くには、地域の安全は自分たちで守るという意識のもと、多様な地域の主体が連携し、地域による防犯意識の向上や防犯活動を促進するとともに、社会経済活動からの暴力団の排除に向けた適切な取組が求められています。

基本方針

消費者保護については、警察・防犯指導員・消費生活団体等と協働して、被害防止のための知識や被害例等の情報提供や意識啓発を図ります。また、消費者が正しい知識に基づき主体的に判断し、適切な行動や選択を行えるよう消費者教育の充実に努めます。

また、安全・安心に生活できる地域づくりに向けて、警察をはじめ、教育機関、地域の関係団体、企業、コミュニティと連携し、自主防犯組織の活動支援を行います。

今後の主な取組

①消費生活対策の推進

年々複雑化する消費者被害に対して適切に対応するため、イベント等における啓発活動や学習会、各種講座を開催する等、幅広く消費者意識の啓発に努めます。

また、地域に密着した普及啓発活動を図るため、消費生活団体・民生委員等と協働して、高齢者世帯の訪問やリーフレットの配布など、消費生活に関する知識の普及・意識啓発に努めます。

②自主防犯活動の推進と暴力団の排除

犯罪の発生を防止し、市民の誰もが、安全・安心に生活することができるよう、警察をはじめ、教育機関、地域の関係団体、企業、コミュニティと連携し、地域の自主防犯組織の活動を促進するとともに、市民が被害に遭わないための防犯意識の醸成を図り、市民生活や社会経済活動の場から、暴力団を排除し、平穏な市民生活を確保します。

大綱：2 健やかで安全・安心に暮らせるまち

政策：5 住み慣れた地域で生活できるまち

施策：19 地域福祉の充実

施策の目標

指標名		現状値 2017 年度	目標値 2022 年度	目標値 2026 年度
1	地区社会福祉協議会の立ち上げ数（箇所）	3	5	10

■1：地区社会福祉協議会の立ち上げ数

現況と課題

少子高齢化・核家族化が進む中で、高齢者世帯の増加、家族の在り方の急速な変化等により、地域における連帯意識や支え合いの機能が希薄になっています。

一方、障害を持つ方、介護を必要とする方など、生活上の支援を必要とする方々のニーズは多様化しており、地域社会の変化と多様な生活課題への対応が求められています。

こうした状況を踏まえ、支え合い、助け合いを基調に、すべての市民が地域で安心して暮らすことができるよう、市民との協働により地域福祉を推進することを目的とし、平成29（2017）年3月に従来の「玉野市地域福祉計画」と玉野市社会福祉協議会による民間活動の自主的な行動計画である「地域福祉活動計画」を融合した「玉野市地域福祉活動推進計画」を策定しました。

基本方針

誰もが安心して暮らせる地域社会を実現するため、地域住民をはじめ、様々な福祉の担い手がともに支え合い、連携しながら地域福祉の推進に取り組みます。

そのためには、「自助・互助・共助・公助」の考え方をもとにした重層的な取組が必要であり、日頃、身の回りで起こる問題は、まず個人や家庭の努力で解決するも（自助）、個人や家庭内で解決できない問題は、隣近所やボランティア、NPO等の活動で解決する（互助）、社会保険制度等を活用する相互扶助（共助）、公的な制度としての保健・医療・福祉サービス等、行政でなければできない地域で解決できない問題は行政が中心となって解決する（公助）、といったそれぞれの考えに基づく取組を推進します。

今後の主な取組

①地域の福祉活動の展開

「玉野市地域福祉活動推進計画」に基づき、市と社会福祉協議会、住民、自治会、民生委員・児童委員、地区社協、福祉サービス事業者等で地域福祉推進のネットワークを構築し、全市的な地域福祉活動を展開する体制を確立します。

重点プロジェクトとの関係

ローカルブラン ディング創出	ヘルスケア サービス開発	人材育成支援	交流推進	医療介護支援	移住支援
-	-	・地域ボランテ ィアによる生 活支援サービ ス提供体制の 支援	-	-	-

大綱：2 健やかで安全・安心に暮らせるまち

政策：5 住み慣れた地域で生活できるまち

施策：20 高齢者福祉の充実

施策の目標

指標名		現状値 2017 年度	目標値 2022 年度	目標値 2026 年度
1	日頃の生活の中で楽しみを感じている 高齢者の割合（％）	67.0	69.0	71.0
2	生きがいデイサービス参加者数（人）	4,682	5,000	5,000
3	ボランティアセンター設置数（箇所）	2	11	11

■1：【アンケート】（65 歳以上の市民対象）日頃の生活の中で楽しみを感じていると回答した高齢者の数／全回答者数×100

■2：1 年間に生きがいデイサービスを利用した市民の延べ人数

■3：各地域の高齢者の困りごとなどを手助けするボランティアセンターの設置数

現況と課題

平成 29（2017）年 10 月 1 日時点において、全国平均の高齢化率は 27.7%、玉野市高齢化率は 36.3%となっており、全国平均と比較して 8.6 ポイント高くなっています。

それに伴い、寝たきりや認知症等で介護を必要とする高齢者が今後さらに増加していくことが予想されます。また、核家族化の進行に伴い、高齢者の一人暮らし、高齢者のみの世帯の増加も予想されます。

こうした中、高齢者が安心して自立した生活を送るためには、要介護状態となることをできる限り防ぎ、要介護状態であってもそれ以上悪化しないよう維持改善を図るため、介護予防事業の充実、高齢者の社会参加やスポーツ活動、あるいは、就労の機会の確保等、健康状態を維持しつつ、日々の生活に生きがいを持てる環境づくりが求められています。

また、日常生活に不安を抱えている高齢者も多くなっていることから、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、地域で支え合う取組の充実を図っていく必要があります。

基本方針

高齢者が住み慣れた地域で健康に暮らしていくためには、介護予防事業の推進が重要です。高齢者に対して、生活習慣による疾病や転倒による骨折等を起因とした寝たきり、認知症や要介護状態にならないよう介護予防の取組を推進します。

また、住民組織等と連携・協力し、地域で高齢者が安心して暮らせるよう地域で支え合うことができる体制の構築に努めます。

今後の主な取組

①介護予防の推進

介護予防を目的とした、生きがいデイサービス等の支援事業の取組を進めるとともに、他世代との交流や地域貢献等を行える多様な活躍の場の創出と提供に努めます。

②高齢者の日常生活の支援

高齢者が地域で安心して暮らしていける支援体制を構築するため、地域住民が主体となった生活援助等を行う地域を拡大します。

重点プロジェクトとの関係

ローカルブラン ディング創出	ヘルスケア サービス開発	人材育成支援	交流推進	医療介護支援	移住支援
-	-	-	-	・介護予防事業 の推進	-

大綱：2 健やかで安全・安心に暮らせるまち

政策：5 住み慣れた地域で生活できるまち

施策：21 障害者福祉の充実

施策の目標

指標名		現状値 2017 年度	目標値 2022 年度	目標値 2026 年度
1	施設入所者のうち地域で生活を送るようになった人数（人）	13	21	23
2	玉野市障害者就労支援センターに登録し就労につながった割合（％）	18.8	20.0	21.0

■1：障害者施設入所者のうち、地域で生活が送れるようになった人数（平成 17（2005）年 10 月 1 日以降の累計人数）

■2：玉野市障害者就労支援センターの登録者のうち、就労に関する支援を受け、就労につながった人の割合

現況と課題

障害者の活動範囲や行動範囲が広がり、障害者の社会参加に伴い、障害や障害者に対する周囲の理解が深まっています。

しかしながら、一部においては、障害者の様々な場面で偏見や差別を経験している人もあり、不安や不都合を感じている人もいます。

障害者が地域で安心して暮らしていくために、障害者だけでなく、周りの人々を含めた地域ぐるみで、よりきめ細やかな生活課題への支援を進めていく必要があります。

基本方針

「障害者基本計画」及び「障害福祉計画・障害児福祉計画」に基づき、障害者（児）がそのニーズや状態に応じたサービスを利用できるように努めます。

また、障害の有無を問わず市民の一人ひとりが互いを認め合い、互いを支え合っていくことが重要であり、障害者が自立した生活を送り、そして障害のない人も相互に尊重し合い支え合いながら、ともに生き生き暮らせるまちづくりを目指します。

また、障害者がスポーツやレクリエーション活動などの社会参加しやすい環境づくりを推進し、スポーツを通じた共生社会の実現を目指します。

今後の主な取組

①障害者の生活支援

障害者とその家族が安心して暮らせるよう、「障害福祉計画・障害児福祉計画」に基づき、障害福祉サービスの提供及び障害児を対象としたサービスの提供に努めるとともに、地域で生活するための支援体制の整備を目指します。

②障害者の経済的負担の軽減

医療費、補装具、日常生活用具、住宅改修等の助成事業を行い、障害者やその家族の経済的負担の軽減を図ります。

③障害者の就労支援

障害者の特性や希望に沿った就労につながるよう、ハローワークや企業等、関係機関との連携を図り、就労支援の取組を推進します。

重点プロジェクトとの関係

ローカルブランディング創出	ヘルスケアサービス開発	人材育成支援	交流推進	医療介護支援	移住支援
-	-	・障害者の活躍の場の創出	-	・サービス提供体制の情報発信整備	-

大綱：2 健やかで安全・安心に暮らせるまち

政策：5 住み慣れた地域で生活できるまち

施策：22 介護保険事業の充実

施策の目標

指標名		現状値 2017 年度	目標値 2022 年度	目標値 2026 年度
1	介護保険サービスに満足している 利用者の割合（％）	81.2	83.0	85.0
2	要支援・要介護認定を受けていない 高齢者の割合（％）	80.6	76.5	74.5

■1：【アンケート】（65 歳以上の市民対象）介護サービス及び介護予防サービスに満足していると回答した利用者の数／全回答者数×100

■2：要支援・要介護認定を受けていない高齢者の数／高齢者数×100

※ 今後、前期高齢者数（65 歳以上 75 歳未満）は減少する一方で、介護サービスを必要とする後期高齢者数（75 歳以上）が増加することから、必然的に、認定を受けていない高齢者の割合は下がる見込みです。

現況と課題

介護保険制度は、高齢者福祉施策の根幹となる制度として、高齢者を中心とした市民に着実に浸透してきており、これまでも、介護予防、生きがい対策、生活支援等の適切なサービスの提供を図ってきました。

しかしながら、人口減少や高齢化のさらなる進行など高齢者を取り巻く社会情勢が目まぐるしく変化する中、高齢者ニーズや生活様式は多種多様化しており、こうした現状を的確に把握し、介護を必要とする高齢者ができる限り住み慣れた地域で安心して生活できるよう適切なサービスの提供を図っていく必要があります。

基本方針

「第7期玉野市老人保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、高齢者が重度の要介護状態になっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される地域包括ケアシステムの構築を進めています。

地域の様々な支援やサービスを活用しながら必要な医療・介護を受けることができる環境を構築することに加え、本市の特性に応じて住民組織と連携・協力を進め、高齢者が地域で安心して暮らしていくための支援体制を充実するなど、地域包括ケアシステムの強化を図ります。

今後の主な取組

①介護保険事業の円滑な運営

介護保険料の適切な賦課・徴収を実施することにより、健全な制度運営に努めます。

また、介護保険の適正な給付を図るため、要介護認定に必要な心身の状況等の調査及び審査・判定の質を高めるとともに、介護予防重視型システムを推進することで、制度の安定的・長期的な運営と、サービスの必要な人に対して適切な介護、予防サービスが提供されるよう努めます。

②在宅生活を支える基盤づくり

地域包括ケアシステムの構築を進めていくため、医療・介護・権利擁護等の関係団体とより一層連携体制の強化に取り組めます。

重点プロジェクトとの関係

ローカルブラン ディング創出	ヘルスケア サービス開発	人材育成支援	交流推進	医療介護支援	移住支援
-	-	-	-	・サービス提供 体制の情報発 信整備	-

大綱：2 健やかで安全・安心に暮らせるまち

政策：6 元気のある健康なまち

施策：23 健康づくりの推進

施策の目標

指標名		現状値 (測定年度)	目標値 2022 年度	目標値 2026 年度
1	自分が健康であると感じている 市民の割合 (%)	59.9 (2017)	65.0	70.0
2	健康寿命【男】(歳)	79.13 (2016)	79.63	80.03
3	健康寿命【女】(歳)	82.81 (2016)	83.31	83.71

■1：【アンケート】(65 歳以上の市民対象) 自分が健康であると回答した市民の数／全回答者数×100

■2、3：日常生活が自立している期間の平均

介護保険の要介護度における「要介護 1 まで」を健康な状態、「要介護 2 から 5 まで」を健康でない状態として算出。(「健康寿命の算定方法の指針(平成 24 年 9 月)」(厚生労働科学健康寿命研究)による推計方法により算出)

現況と課題

急速な少子高齢化や食習慣の生活様式の変化等により、高血圧や糖尿病など生活習慣病が増加しており、市民一人ひとりが健康で生き生きと暮らせるよう、社会全体としても健康づくりを支援していくことが必要不可欠となっています。

そのため、「第 2 次健康たまの 21 計画・玉野市食育推進計画」を着実に推進するとともに、健康づくりに関係するすべての関係機関、市民、行政が一体となって、総合的かつ効果的な施策に取り組む必要があります。

また、近年の共働き家庭の増加や核家族化の進展に伴い、家族や地域の育児機能が脆弱し、子育ての孤立化が増加しています。

そのため、安心して子どもを産み育てられるよう妊娠期から子育て期まで切れ目ない支援体制のさらなる充実が求められています。

基本方針

市民一人ひとりが心身ともに健やかな生活を送ることができるよう、各種検診による病気の早期発見、早期治療等の二次予防を推進するとともに、運動、食事、休養、喫煙、飲酒等の生活習慣自体を改善して、疾病を事前に予防する一次予防にも重点を置いた事業を実施し、市民が主体的に健康づくりに取り組める環境の整備に努めます。

また、乳幼児健康診査、育児相談、訪問指導を行い、子育てに関する悩みの解消等を図るなど、安心して子どもを産み育て、子どもの心身の健やかな成長が図られるよう母子保健の推進に努めます。

今後の主な取組

①健康づくりの機会の提供

がん検診等の各種検診、歯科健診、後期高齢者等健康診査、健康教育、健康相談、訪問指導を実施し、生活習慣病予防やメンタルヘルス対策など市民の健康づくりのための各種事業を推進します。

また、子育て世代包括支援センターにおいて、母子保健に対する多様なニーズを把握し、関係機関との連携を図りながら、妊婦や乳幼児の健康診査、母子訪問指導や教室等の各種事業を推進し、母子の健康増進に努めます。

②健康意識の向上

食育教室等の各種教室や健康教育、健康相談等を通じて、日常生活における食事や運動、休息等の大切さを学び、乳幼児から高齢者までの生涯にわたる健康意識の向上を図ります。

③感染症の予防

感染症を予防するため、BCG・麻しん・風しん・高齢者インフルエンザ等の各種予防接種事業を実施します。

また、胸部レントゲン検診による結核検診を実施します。

重点プロジェクトとの関係

ローカルブラン ディング創出	ヘルスケア サービス開発	人材育成支援	交流推進	医療介護支援	移住支援
-	・健康増進サー ビスの開発・ 提供・推進	-	-	・各種健康事業 の紹介	-

大綱：2 健やかで安全・安心に暮らせるまち

政策：6 元気のある健康なまち

施策：24 良質で安定した地域医療体制の充実

施策の目標

指標名		現状値 2017 年度	目標値 2022 年度	目標値 2026 年度
1	市内の医療機関に満足している市民の割合（％）	37.5	43.0	50.0
2	市民病院病床利用率（％）	59.1	66.3	67.9
3	医業収益に対する玉野市一般会計からの繰入金の割合（％）	25.5	9.7	9.3

■1：【アンケート】市内の医療機関に満足していると回答した市民の数／全回答者数×100

■2：1年間に玉野市民病院において、稼働している病床の割合

■3：玉野市民病院における医業に係る収益に対する、玉野市一般会計からの繰入金の割合
玉野市一般会計繰入金／医業収益×100

現況と課題

高齢化社会の急速な進行や医療技術の高度化・専門化等により、医療に対する需要は増大しており、市民のニーズも多様化しています。

こうした中、休日等においても適切な医療の提供を行うため、市内の各医療機関との連携を強化し、緊急時にあっても医療が受けられる体制を整備するとともに、在宅医療・介護連携をはじめとした地域医療体制のさらなる充実が求められています。

一方、地方における医師不足の状況や人口減少・少子高齢化といった社会構造の変化により、全国的にも病院経営が厳しい状況にある中、市民の誰もが安心して医療サービスを受けることができるよう、地域における医療機関の連携がますます重要となっており、安定的かつ持続的な地域医療体制の構築に向けて、地域の医療を地域全体で支えていく体制が求められています。

基本方針

休日や夜間等の緊急時においても適切な医療の提供を行うため、休日の救急患者に対応する一次救急医療体制の確保や、重症救急患者に対応する二次救急医療体制の確保に努めるなど、救急医療体制の一層の充実を図ります。

一方で、医療機関や介護サービス提供事業所等との連携により、在宅医療・介護連携を踏まえた地域医療ネットワークの構築等、円滑な地域医療の推進を図り、市民一人ひとりに良質な保健や医療の提供が行える体制の充実に努めます。

また、将来にわたって市民の誰もが安心して医療サービスを受けられるように、地域の医療機関が連携し、機能分化による役割の明確化、診療体制の充実による経営基盤の確保を図ります。

今後の主な取組

①救急医療体制の整備

休日等における初期救急医療や歯科診療を確保するため、医師会や歯科医師会の協力を得て休日当番医（内科、外科、歯科）を設け、救急患者への診療を実施します。

②地域医療体制の充実

市民の誰もが住み慣れた地域で自分らしく生活するために、医療機関をはじめとした関係者と連携し、在宅医療・介護連携の充実による質の高いサービス提供体制の構築に努めます。

そのうえで、市民病院は公的な医療機関として、地域医療連携において果たすべき役割を含め、その在り方について検討を進めるとともに、経営改善に向けた取組を推進し、経営基盤を確立することで、安定的かつ持続的な運営を目指します。

また、たまの版生涯活躍のまち（CCRsea）と連携することで、新たな健診サービス等の充実を図るなど、医療だけでなく健康づくりに資する取り組みを推進し、市民の健康と安全・安心な生活を支えます。

重点プロジェクトとの関係

ローカルブランディング創出	ヘルスケアサービス開発	人材育成支援	交流推進	医療介護支援	移住支援
-	-	-	-	・医療連携に基づいた情報一元化による利便性の向上 ・新たな健診サービス等の充実	-

大綱：2 健やかで安全・安心に暮らせるまち

政策：6 元気のある健康なまち

施策：25 国民健康保険事業の充実

施策の目標

指標名		現状値 2017 年度	目標値 2022 年度	目標値 2026 年度
1	国民健康保険料現年分収納率（％）	94.1	94.1	94.1
2	特定健康診査受診率（％）	21.9	28.5	36.0
3	ジェネリック医薬品の使用割合（％）	69.4	80.0	80.0

■1：1 年間に支払われるべき国民健康保険料のうち、実際に支払われた保険料の割合 現年分収納額／現年分調定額×100

■2：国民健康保険被保険者のうち、特定健康診査の実施年度中に 40～75 歳となる方で、当該実施年度の 1 年間を通じて加入している方のうち、特定健康診査を受診した方の割合 特定健診受診者／特定健診受診対象者×100

■3：ジェネリック医薬品の使用量／（ジェネリック医薬品のある先発医薬品の使用量＋ジェネリック医薬品の使用量）×100

現況と課題

国民健康保険は、自営業者とその家族や被用者保険に加入していない市民の相互扶助により医療を保障する地域医療保険制度として、安定した市民生活に欠くことができない社会保障制度です。

しかし、国民健康保険は、高齢者や低所得者の割合が他の被用者保険に比べて高く、保険料の負担感が増大しており、また、近年は失業者やニートの増加により、保険料収納額が減少する等、医療費の増加とともに国民健康保険の弱い財政基盤を圧迫する要因となっています。

このような中、平成 30（2018）年度から、安定的な財政運営や効率的な事業を確保する観点から、都道府県が財政運営の責任主体となり、国民健康保険の運営方針を定め、市町村の事務の効率化・広域化等を推進するとともに、市町村毎の標準保険料率を提示する等、制度創設以来の大改革が行われたところです。

今後は、新たな制度体系のもと、医療費の適正化を図るため、生活習慣病予防に重点を置いた保健事業を推進するとともに、収納対策の強化に努め、国民健康保険財政の安定的な運営を維持する必要があります。

基本方針

国民健康保険制度を安定的に維持するため、国民皆保険制度の周知に努めるとともに、国民健康保険料の納付意識の醸成を図り、収納率の維持・向上に努めます。

また、保健・医療・福祉・介護の連携のもと医療費の適正化に向け、保健事業の充実強化を図り、被保険者の健康保持及び増進に努めます。

今後の主な取組

①国民健康保険事業の効果的な運営

医療費の適正化を目的として、レセプト点検事業を岡山県国民健康保険団体連合会に集約することで点検効果の拡大を図るとともに、負担能力があるにもかかわらず保険料を納付しない一部の滞納者に対して、関係機関との連携を図り適切な徴収を行う等、保険料収納率の維持・向上に努めます。

②被保険者の負担軽減

高額な医療費や出産費の支払いが困難な場合、高額療養費や出産育児一時金として、事後に給付するものを市が直接医療機関に対して支払うとともに、ジェネリック医薬品への切り替えによる薬剤費の軽減が図られるよう広く周知することにより、経済的な負担軽減を図ります。

③健康管理の機会の提供

生活習慣病予防のため、特定健康診査・特定保健指導を実施し、積極的な受診勧奨を行うことにより生活習慣病発症のリスクが高い被保険者に対し、生活習慣を見直すための機会を提供します。

重点プロジェクトとの関係

ローカルブランディング創出	ヘルスケアサービス開発	人材育成支援	交流推進	医療介護支援	移住支援
-	-	-	-	・特定健診の受診促進及び保健指導の充実	-

大綱：3 心豊かな人をはぐくみ支え合うまち

政策：7 生きがいに満ちた豊かなまち

施策：26 生涯学習活動の推進

施策の目標

指標名		現状値 2017 年度	目標値 2022 年度	目標値 2026 年度
1	公民館講座参加者数（人）	239,867	243,000	247,000
2	図書館の貸出冊数（冊）	421,568	428,000	444,000
3	1年間に生涯学習活動を行った市民の割合（％）	32.7	34.5	36.5

■1：1年間に公民館で行われた講座等に参加した市民の延べ人数

■2：1年間に玉野市立図書館において貸し出された図書資料等の数

■3：【アンケート】1年間に生涯学習活動を行ったことがあると回答した市民の数／全回答者数×100

現況と課題

心の豊かさや生きがいなどを求めた学習や絶え間なく革新する社会・経済の変化に対応するため、新しい知識や技術の習得を求めた学習など、市民の生涯学習に対するニーズは多様化・増大化しています。

また、地域社会においても抱える課題が多様化・複雑化している中で、生涯学習を単に学習者の自己実現に留めることなく、その成果を適切に地域社会に活かすことのできる機会の実現や分野・世代を超えた交流による学び合う仕組みづくりを図る必要があります。

基本方針

生涯学習の推進に向けて、市民の多様な学習活動を支援するため、生涯学習に関する資料や情報を収集・整理し、講座ガイドや広報紙、市のホームページ等を通じて学習情報の提供を図るとともに、生涯学習に関する相談機能の充実に努めます。

また、生涯学習活動を人づくり、交流促進につなげるため、講座内容の充実に図るとともに、市民が積極的に講座等を活用してもらえるよう、利用促進に努めます。

今後の主な取組

①多様な学習機会の提供

市民の学習ニーズを把握し、適切に対応できるよう、生涯学習センターや公民館等における講座内容の充実に図るとともに、高等学校、専門学校、大学、県生涯学習センター等の教育機関との連携を深め、公開講座の充実に努めます。

市民の自主的な学習活動の支援や情報提供を積極的に行うため、市のまちづくり出前講座の内容の充実に図り、利用者増につなげます。

市民の健康づくりに向けた講座の推進や、生きがいづくりに向けた多世代交流を促進する講座の充実などを検討します。

②生涯学習の施設の充実

生涯学習センター、公民館等の社会教育施設の利用促進を図るとともに、学校施設の市民への開放を行うなど生涯学習の場の充実を図ります。図書館については、利用者のニーズに即した資料提供に努め、図書館サービスの充実を図ります。

重点プロジェクトとの関係

ローカルブラン ディング創出	ヘルスケア サービス開発	人材育成支援	交流推進	医療介護支援	移住支援
-	・既存講座を活用した健康づくり教室の開発	・講座等を実施する人材の支援	・講座等の開催を通じた地域交流の促進	-	・移住後の生涯学習活動等への参加促進

大綱：3 心豊かな人をはぐくみ支え合うまち

政策：7 生きがいに満ちた豊かなまち

施策：27 芸術・文化活動の推進

施策の目標

指標名		現状値 2017 年度	目標値 2022 年度	目標値 2026 年度
1	日頃、芸術に触れる機会のある 市民の割合（％）	35.2	38.5	41.8
2	市内の指定文化財を訪れたことがある 市民の割合（％）	30.3	30.8	31.2

■1：【アンケート】日頃、芸術に触れる機会があると回答した市民の数／全回答者数×100

■2：【アンケート】市内の指定文化財を訪れたことがあると回答した市民の数／全回答者数×100

現況と課題

芸術・文化活動は、人々に楽しさや感動を与え、安らぎや生きる喜びをもたらし、人生を豊かにするとともに、社会や経済に活力を与える力を持っています。

芸術・文化には様々な分野（美術、音楽、演劇、映画など）があり、本市では文化協会をはじめとする各種団体が多彩な活動を展開し、広く市民が芸術・文化に触れる機会を提供していますが、市民の満足度及び認識度をさらに高めるためには、芸術・文化活動や施設等への集客力を高めることにより、文化交流人口の増加、芸術・文化振興のための事業を充実させる必要があります。

また、近年、文化財は地域振興・観光振興などに資するものと認識が高まっており、地域の魅力的な文化資源や歴史的建造物の保存はもとより、積極的な活用を図ることや次世代に継承することが重要となっています。

基本方針

芸術・文化の振興を図るため、市内のホールやギャラリーなどの文化施設の有効利用を図りながら、芸術・文化に触れる機会を充実するとともに、市民の満足度が向上する事業を展開します。

また、芸術・文化の重要性を周知し、市民の意識高揚を図ることで、市民主体の芸術・文化活動を支援し活性化を図ります。

各地域の伝統芸能や伝統行事など文化資産を次世代に継承するため、地域住民や各種団体と一体となった保存・継承に努めるとともに、子どもたちが芸術・文化に触れ、体験できる機会の提供を図ります。

今後の主な取組

①芸術文化に対する意識の向上

芸術・文化に触れる機会の提供及び様々な文化活動の交流や瀬戸内国際芸術祭などを通じて、芸術・文化への関心を高め、幅広い年齢層の積極的な参加を促進します。また、自主的な文化団体等の活動を支援するとともに、本市の文化振興等に功績があった個人等、長年にわたりその普及振興に貢献したことに對して顕彰し、文化活動の充実発展を促進します。

さらに、国、県の芸術文化体験事業や市が実施している芸術・文化招へい活動への支援等により、子ども達が芸術文化に触れる機会の提供に努めます。

②文化資産の保護

文化財などの本市の歴史や文化的資源を次世代に継承するとともに、歴史に関する講演会・イベント、郷土資料の展示など、保存・保護活動を通じ、地域住民の交流を促進しながら、幅広く郷土の歴史や文化を周知し、文化意識の向上、郷土愛の醸成に努めます。

重点プロジェクトとの関係

ローカルブランディング創出	ヘルスケアサービス開発	人材育成支援	交流推進	医療介護支援	移住支援
・地域資源（文化財）を活用した知名度向上	-	-	・地域の文化財や伝統芸能を通じた交流促進	-	-

大綱：3 心豊かな人をはぐくみ支え合うまち

政策：7 生きがいに満ちた豊かなまち

施策：28 スポーツ活動の推進

施策の目標

指標名		現状値 2017 年度	目標値 2022 年度	目標値 2026 年度
1	1 年間に週 1 回以上スポーツをした市民の割合（％）	41.7	48.0	50.0
2	市内体育施設の利用者数（人）	174,117	210,000	250,000

■1：【アンケート】週 1 回以上スポーツをしたと回答した市民の数／全回答者数×100

■2：1 年間に市内の体育施設（レクセセンター、玉原総合運動公園等）を利用した人の延べ人数

現況と課題

高齢社会の到来、余暇時間の増加など社会環境の変化に伴い、生活の質や健康に対する意識が高まる中で、市民のスポーツに対する関心が強くなっています。

さらに、ラグビーワールドカップ 2019、2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催決定、スポーツ庁の設立、平成 29（2017）年には「第 2 期スポーツ基本計画」が策定されるなど、国を挙げてスポーツ振興に対する機運は高まっています。

しかしながら、少子化による児童・生徒数の減少のため、学校単位でのスポーツクラブ等の維持が困難になっているケースも見られます。

このような中、誰もが生涯にわたってスポーツを楽しむ社会の実現を図るため、「玉野市スポーツ振興計画」に基づき、関係団体の活動の活発化によるスポーツ人口の拡大や生涯スポーツの普及を推進するとともに、指導者の確保・育成を図る必要があります。

基本方針

市民の生きがいや健康づくりを推進するため、“いつでも、誰でも、気軽に” 親しめる生涯スポーツの振興を図ります。

また、子どもたちの豊かな心とたくましい身体の育成を図るため、スポーツ少年団等の育成に努めます。

さらに、“する、みる、ささえる” という様々な形でスポーツに関わり、市立体育施設の指定管理事業者やスポーツ関係団体等と連携を図りながら、競技力の維持・向上を図るため各競技のレベルアップに努めるとともに、すべての市民がスポーツを通じて触れ合える環境づくりに取り組んでいきます。

今後の主な取組

①スポーツ活動の支援

誰もが気軽にスポーツを楽しむことができるよう、スポーツ活動の普及と活性化を図ります。

また、体育協会を中心に、選手・指導者の育成を図り、競技スポーツの強化に努めるとともに、スポーツ推進員による地域スポーツの振興や、たまの版生涯活躍のまち（CCRsea）の取組における障害者スポーツの推進に取り組みます。

また、青少年の健全育成を図るため、スポーツ少年団活動を活発化するとともに、指導者の育成や組織運営の支援に努めます。

②スポーツ環境の整備

多様化するニーズに対応できるよう、市立体育施設の指定管理事業者と連携してスポーツ施設の整備充実を図るとともに、学校の体育施設を地域に開放し、スポーツ活動の推進に努めます。

重点プロジェクトとの関係

ローカルブラン ディング創出	ヘルスケアサー ビス開発	人材育成支援	交流推進	医療介護支援	移住支援
-	・スポーツの普及と活性化による健康づくり活動の促進	・健康づくりに関する様々な取組や活動に携わる人材の育成	・スポーツ関連講座、イベント等の活性化による交流促進	-	-

大綱：3 心豊かな人をはぐくみ支え合うまち

政策：8 安心して子育てできるまち

施策：29 子育て支援の充実

施策の目標

指標名		現状値 2017 年度	目標値 2022 年度	目標値 2026 年度
1	子育ての環境が整っていると感じている市民の割合（％）	55.1	66.0	74.0
2	年度当初における保育所等の待機児童数（人）	0	0	0
3	子育て支援センターの園庭開放来場組数（組）	2,760	3,500	4,000

■1：【アンケート】（子育て世帯対象）子育ての環境が整っていると回答した市民の数／全回答者数×100

■2：年度当初時点において、保育の必要性の認定がされ、保育施設又は保育所等の利用の申込みがされているが、利用していない児童の数

■3：園庭開放来場組数とは利用した保護者の数

現況と課題

若者の市外転出による就業人口の減少や未婚化・晩婚化・晩産化などによって年々出生数が減少していることから、さらなる少子化の進行が懸念されているとともに、共働き世帯の増加や核家族化により、子育てに対する市民のニーズも多様化・複雑化してきています。

こうした中、全国的に問題視されている待機児童対策など、若い世代が安心して子どもを産み育てられるよう、地域全体で総合的に子育てを支援する体制づくりが求められています。

また、結婚、出産、子育ての分野において、子育て世帯の経済的負担に対する取り組みは出生率の向上や出生児数の増加を図るうえで重要です。

加えて、ひとり親家庭の増加など家庭環境が大きく変化している中、子育てに関する相談や、関連機関との連携等も重要となります。

基本方針

全小学校区において放課後児童クラブや子ども楽級を実施するなど、「玉野市子ども・子育て支援事業計画」に沿った諸施策の推進を図り、安心して子どもを生み育てられる支援と環境づくりに取り組みます。

また、子育て費用の負担軽減を図るため、中学3年生までのこども医療費の無料化、並びに児童手当の支給を行うとともに、ひとり親家庭の生活を支援するために、ひとり親家庭等医療費の助成や児童扶養手当の支給等、諸施策の推進を図ります。

今後の主な取組

①多様な保育サービスを提供

子育て支援センターが中心となり、各保育所で園庭開放を行い、子育て家庭の保護者の悩み事相談を実施します。

また、保護者の働きやすい環境をつくるため、緊急時の子育て支援策として一時預かりや病児保育事業を実施し、子育て家庭の不安解消に努めます。

②保育所施設の整備

保護者の多様化する保育ニーズに対応するため、老朽化した保育所の整備と適正配置等を検討する中で、幼保一体化をさらに進め、整備に当たっては民間活力の導入も検討します。また、きめ細やかな保育環境を推進するため保育所等職員の質の向上に努めます。

③子育て負担の軽減

子育てをしやすい社会にするため、こども医療費の無料化や児童手当の支給などにより、引き続き子育て費用の軽減に努めます。

④健やかな成長を支援する場の提供

安全・安心な子どもの活動拠点として、児童館や放課後児童クラブの活動を支援するとともに、施設の適切な維持管理を行うことにより、児童の健全な育成を図ります。

⑤児童虐待の防止

虐待の背景は多岐にわたることから、児童虐待を防止するため、早期の発見や対応、児童保護や保護者へのアフターケア等総合的な支援が必要です。そのため、学校・保育所等や地域、児童相談所など関係機関と連絡を密にして児童虐待の防止に努めます。

⑥ひとり親家庭の生活支援

ひとり親家庭に対し、児童扶養手当、ひとり親家庭等医療費などの支援を行うとともに、母子父子自立支援員と関係団体等が連携を図りながら、ひとり親家庭の子育て相談や生活の総合的な自立支援に努めます。

重点プロジェクトとの関係

ローカルブランディング創出	ヘルスケアサービス開発	人材育成支援	交流推進	医療介護支援	移住支援
-	-	-	-	-	・子育てしやすい環境の整備

大綱：3 心豊かな人をはぐくみ支え合うまち

政策：8 安心して子育てできるまち

施策：30 青少年の健全育成

施策の目標

指標名		現状値 2017 年度	目標値 2022 年度	目標値 2026 年度
1	少年補導実施件数（件）	197	200	200

■1：1 年間の補導（街頭指導、特別補導〈渋谷補導、列車補導〉）の実施件数

現況と課題

青少年を取り巻く環境は大きく変化しており、犯罪の低年齢化、いじめや暴力行為、インターネットや SNS に関係した事件が増加するなど、青少年の健全育成に向けた課題が複雑化・深刻化しています。

また、不登校、ニート・ひきこもりをはじめ、様々な困難を有する子ども・若者の支援の充実が求められています。

そのため、家庭・地域・学校・関係機関等が連携・協力し、青少年の心理相談、規範意識の向上、補導活動、啓発活動などそれぞれの責任を果たすことで、青少年が健全に育つ環境づくりを推進する必要があります。

基本方針

青少年を健全に育成するため、家庭、学校、地域、警察等の関係機関及び各種団体との連携を深め、推進体制の充実強化やネットワークづくりを図るとともに、青少年への心理相談・街頭補導・啓発活動・有害環境浄化の推進等に取り組みます。

今後の主な取組

①青少年健全育成に向けた相談体制の充実

青少年を健全に育成するために青少年、保護者等の悩みについて、電話、来所、訪問等による解決に努めます。

②支援体制の整備促進

青少年育成センターをはじめ、青少年問題協議会等と連携を図りながら補導、非行防止の啓発、環境浄化活動、巡回による不審者対策等を継続し、青少年健全育成活動を推進します。

大綱：3 心豊かな人をはぐくみ支え合うまち

政策：8 安心して子育てできるまち

施策：31 家庭・地域の教育力の充実

施策の目標

指標名		現状値 2017 年度	目標値 2022 年度	目標値 2026 年度
1	家庭教育に関する研修会の参加者数（人）	1,752	1,800	1,800
2	地域子ども楽級の協力者数（人）	6,826	7,000	7,100

■1：1年間に家庭教育に関する研修会等に参加した市民の延べ人数

■2：各地区で開催された「子ども楽級」（おさらい会を含む）に協力した市民の延べ人数

現況と課題

少子化や核家族化、地域における地縁的なつながりの希薄化など、社会の大きな変化に伴い、子育てを支える仕組みや環境も大きく変化しており、家庭、地域の教育力を向上させる取組が重要となっています。

そこで、学校、家庭、地域が協働し、様々な人との関わり合いや体験活動の機会を充実することにより、子どもが社会の一員であることを自覚し、規範意識や思いやりの心、地域に対する愛着を育むなど、地域全体で子どもたちを育てるという気運の醸成が必要となっています。

基本方針

家庭の教育力を充実させるため、子育てやしつけに関する情報や学習機会を提供するなど、きめ細やかな家庭教育支援を行うとともに、関係機関との連携を深め、子育ての不安や悩みを解消できるよう相談体制の充実を図ります。

また「玉野市生涯学習基本計画」の基本理念である“学んで支えるまちづくり～地域の輪を広げよう～”をもとに、学校を核とした人づくり・地域づくりを推進して、安全・安心な子どもたちの居場所を設けるとともに、世代間の交流を図れるよう、家庭・学校・地域社会の連携・協働体制の強化を図ります。

今後の主な取組

①家庭・地域における教育支援体制の強化・充実

放課後等に子どもが安心して活動できる場の確保を図るため、国の放課後子ども総合プランに基づき、地域子ども楽級やおさらい会の推進を図ります。

また、子どもたちの育ちを地域全体で支える体制づくりを目指し、コーディネーターを中心とした学校と地域との連携・協働体制の構築並びに充実を図ります。さらに、親学の啓発等、子育てに関する学習情報を提供することで家庭教育の支援体制を強化するとともに、幼・小・中学校等で家庭教育に関する講座を実施します。

大綱：3 心豊かな人をはぐくみ支え合うまち

政策：8 安心して子育てできるまち

施策：32 安全で適切な教育環境の整備

施策の目標

指標名		現状値 2017 年度	目標値 2022 年度	目標値 2026 年度
1	改築済または改修済の校舎の割合（％）	38.3	40.0	42.0
2	朝食を食べている児童・生徒の割合（％）	87.5	88.5	90.0
3	残飯量（％）	9.0	8.6	8.2

■1：【公立学校施設台帳】（改築から20年以内の棟数+改修履歴1（改修済）の棟数）／全棟数×100

■2：【アンケート】朝食を食べていると回答した児童・生徒数／全児童・生徒数×100

■3：1年間に市内小中学校の給食において出された残飯量／給食量×100

現況と課題

本市の学校施設は、老朽化が進んでいる施設が多くあり、また、近年では猛暑による熱中症対策が急務とされるなど、児童・生徒が快適に学習できる環境を整える必要があります。

一方、少子化の進行が見込まれる中、学校施設の改修・整備等については、地域の状況や将来像等も勘案しながら、計画的な取組が必要となっています。また、偏食や朝食を食べない児童・生徒が増加しており、食習慣の改善に向けた給食指導の充実が求められています。

本市の学校給食施設は老朽化が進んでいることから、食物アレルギーへの対応や給食施設のドライシステム化、食育の推進、効率的な運営、環境負荷軽減等も考慮し、今後も安定した学校給食を提供するため、新たな施設の整備を推進する必要があります。

基本方針

学校施設においては、児童・生徒に快適な学習環境が提供できるよう、児童・生徒数の推移や地域の状況等を踏まえ、既存施設の安全確保や効率化に加え、将来像等も勘案しながら計画的な改修・整備等に努めます。

学校給食については、望ましい食習慣の形成や食文化の向上に資するため、各学校と連携を図りながら、学校教育活動の一環として、給食を通じた食育の充実に努めるとともに、安全・安心な給食を安定的に供給するため、学校給食施設の整備を推進します。

今後の主な取組

①学習環境の向上

学校施設の老朽化への対策や熱中症対策のため学校施設にエアコン設置を推進するなど、児童・生徒が快適に学習できる環境を整備するため、計画的に改修・整備等を実施します。

②安全・安心な給食の供給

安全・安心な給食を安定的に供給するため、現在の基準に適合した学校給食施設の整備を推進します。

大綱：3 心豊かな人をはぐくみ支え合うまち

政策：8 安心して子育てできるまち

施策：33 学校教育の充実と地域人材の育成

施策の目標

指標名		現状値 2017 年度	目標値 2022 年度	目標値 2026 年度
1	子どもの学校（園）での教育に満足している市民の割合（％）	60.0	65.0	70.0
2	将来の夢や目標を持っている小学6年生の割合（％）	89.5	90.0	95.0
3	将来の夢や目標を持っている中学3年生の割合（％）	70.3	75.0	80.0

■1：【アンケート】（子育て世帯対象）子どもの学校（園）での教育に満足していると回答した市民の数／全回答者数×100

■2、3：【全国学力学習状況調査・児童生徒質問紙】「将来の夢や目標を持っていますか」に肯定的に回答した児童・生徒数／全回答者数×100

現況と課題

産業構造の変化や高度情報社会の進展は、これまでの社会構造を大きく変化させており、学校教育においては、激変していく社会で強く生きていくために必要な資質能力を育成していくことが求められます。

また、急激な人口減少の中で学校の小規模化が進み、集団教育で培う資質・能力の育成が課題となるとともに、地方創生の視点に立った地元を愛し、地元に貢献しようとする人材育成が一層学校教育に求められています。

加えて、発達障害や虐待等の支援が必要な子どもたちは増加の傾向にあるとともに、地域社会や家庭生活等の子どもを取り巻く環境の変化は、不登校や引きこもり等、子どもたちの抱える課題の深刻化を招くおそれがあり、課題の解決には、学校だけでなく、関係機関等との支援ネットワーク体制の強化がますます求められています。

基本方針

学校教育においては、キャリア教育や道德教育・読書活動・体験活動を充実させ、正義感や倫理観、思いやりの心や感動する心、自ら挑戦する意欲や創造性等、子どもたちの“豊かな心”を育みます。さらに、学校の小規模化が進む中、本来子どもたちが集団の中で切磋琢磨しながら身につけていく資質・能力を育成するための取組を推進します。

また、一人ひとりを大切にする教育の推進や教員の指導力の向上を図り、子どもたちの学習意欲を高めて、自ら学び考える力を伸ばし、子どもたちの確かな学力を育成します。

さらに、中学校区一貫教育（保育所・認定こども園・幼稚園・小学校・中学校間の連携）による系統的な指導や特別支援教育等の指導体制の充実を図り、子どもたちの自主性や社会性を育てます。

高校教育においては、市立高校として市民に期待される役割を明確にし、専門高校教育の充実や生徒支援体制の充実を進めます。

各校園においては、地方創生の視点に立って、それぞれの地域の実態と歴史や伝統をもとに教育活動を展開するとともに、家庭や地域との連携を通して子どもを育て、「開かれた学校づくり」を推進します。

今後の主な取組

①学力向上とキャリア教育の推進

中学校区一貫教育の中で、就学前園での学びの芽生え・社会性の芽生えを引き継ぐ義務教育の充実を推進し、子どもたちに豊かな心と確かな学力を育成します。また、一貫教育の柱として、学力向上とキャリア教育を位置付け、これからの激変する社会で必要な主体的に生きる力の育成や地方創生の視点に立った地域を愛し、地域に貢献しようとする人材の育成を推進します。

高校教育においては、地元企業等の即戦力となる人材育成の取組を実現するため、地域を教育フィールドにした教育の充実を図ります。

②コミュニティスクールの推進

学校運営協議会を設置して全校コミュニティスクール制度を導入し、学校と地域が協働しながら子どもたちの育成に取り組む体制を整備することで、地域の子どもは地域で育てるといった機運を醸成し、地域総がかりの教育を推進します。

③児童・生徒に対するきめ細やかな支援

発達障害や虐待等の支援が必要な子どもたちのための支援ネットワーク体制を充実させるとともに、教育サポートセンターを中心とした引きこもり者の支援体制を推進して、子どもたちの健全育成に取り組めます。

重点プロジェクトとの関係

ローカルブランディング創出	ヘルスケアサービス開発	人材育成支援	交流推進	医療介護支援	移住支援
-	-	・地域資源を活かした教育活動の推進	-	-	-

大綱：3 心豊かな人をはぐくみ支え合うまち

政策：9 多様な主体で築くまち

施策：34 人権施策・男女共同参画の推進

施策の目標

指標名		現状値 2017 年度	目標値 2022 年度	目標値 2026 年度
1	人権に関する研修会の参加者数（人）	243	250	255
2	男女が平等に扱われていると感じている市民の割合（％）	25.3	33.0	37.0
3	審議会等における女性委員の登用率（％）	32.0	36.5	38.5

■1：人権教育課題別研修講座に参加した市民の延べ人数

■2：【アンケート】男女が平等に扱われていると回答した市民の数／全回答者数×100

■3：本市の審議会等に属する委員のうち、女性委員の占める割合

現況と課題

人権問題については、これまでも様々な分野において啓発・教育活動の取り組みを進めてきました。しかしながら、旧来からの固定的な慣習や女性、子ども、高齢者、障害を持つ方といった社会的弱者に対する差別的な意識の存在が依然として大きな社会問題となっています。

また、平成14年に玉野市男女共同参画推進条例の制定及び男女共同参画都市宣言を行い、男女共同参画の推進に取り組んできたところですが、さらなる女性の地位向上及び社会的な活躍を図るため、平成27（2015）年度に成立した女性活躍推進法に基づき、男女がともに活躍できる男女共同参画社会の実現を目指した取組を推進する必要があります。

また、近年の急激な国際化、情報化等の進展に伴い、これまでになかった外国人等に対するヘイトスピーチや、インターネットを悪用した人権侵害、LGBTなどの性的マイノリティに対する問題等、複雑・多様化している人権問題への対応が求められています。

基本方針

人権尊重の意識の啓発については、学校、家庭、地域、職域等、様々な場を通じて、その発達段階に応じて、取組を継続的に実施します。

学校教育との連携を図り、学校や家庭における人権教育の充実や市民の人権意識の高揚に向けた学習機会の提供、地域社会における人権教育を効果的に推進していくための指導者の養成に努めます。また、人権に関わる教育活動を充実させるため、資料の整備、情報収集・提供、広報活動の充実に努めます。

男女共同参画社会の実現については、学校、家庭、地域、企業において、男女平等意識の醸成の普及・啓発に努めるとともに、配偶者等からの暴力等に対して、迅速かつ的確な対応、被害の防止対策、相談・支援体制の充実に努めます。また、働く場面で活躍したいという希望を持つすべての女性が、その個性と能力を十分に発揮できる社会を実現できるよう、仕事と育児の両立支援等、市内企業の意識醸成を図ります。

今後の主な取組

①人権尊重の意識啓発

市民一人ひとりの人権尊重の意識啓発を図るとともに、人権問題に対する理解を深める活動を行い、人権問題の解決に取り組みます。特に、学校等の教育機関において、子どもたちの発達段階に応じた人権教育を推進するとともに、生涯学習・社会教育において、女性や子ども、障害を持つ方等に対する人権侵害等、様々な人権問題に関する学習を行う機会を設けることにより、人権意識の高揚を図ります。

②暴力、虐待等への対応

DV（配偶者やパートナーからの暴力）、児童・高齢者虐待等への迅速かつ的確な対応を行うために、警察署をはじめとした関係機関とのネットワークの強化を図り、被害者の保護や自立支援のサポート等の必要な支援を行います。

また、被害者が相談しやすい環境整備や、DV・虐待等を防止するための啓発活動を実施します。

③男女共同参画社会の実現

男女共同参画社会の実現には、学校、家庭、地域、企業など様々な場で、発達段階や立場に応じた男女平等意識の普及・啓発に努めることが重要であることから、学校教育や社会教育において、教育者等を対象とした研修の実施や意識啓発に努めるとともに、子どもの発達段階に応じた教育活動を推進します。

また、保護者を対象とした講座において、父親・母親が共同で行う子育て学習情報の提供を推進します。さらに、男女共同参画の促進に積極的に取り組む事業者を表彰し、その取組を広報することにより、男女共同参画に関する気運を盛り上げます。

④女性が活躍できる環境づくりの推進

男性中心型労働慣行に対する意識の変革及び職場における女性の活躍を推進するため、多様で柔軟な働き方への取組を市内企業に働きかけるとともに、育児や介護等の理由で離職した女性の再就職を支援します。

また、ライフイベントに対応した多様な働き方を通じたワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）について社会全体の意識を高めるため、市民を対象とした講座の開催や、広報紙等による啓発を行うとともに、特にパートナーである男性の子育てや介護等の家庭生活への参画を促進するよう、男性を対象とした講座等の開催や支援に重点的に取り組みます。

大綱：3 心豊かな人をはぐくみ支え合うまち

政策：9 多様な主体で築くまち

施策：35 多様な地域主体の連携による地域活動の促進

施策の目標

指標名		現状値 2017 年度	目標値 2022 年度	目標値 2026 年度
1	1 年間にボランティア活動に参加した市民の割合 (%)	27.4	33.0	37.0
2	市の施策に関する情報が市民へ提供されていると感じている市民の割合 (%)	65.3	68.0	70.0
3	パブリックコメントの実施件数 (件)	4	6	6
4	地域における懇談会の参加者数 (人)	198	330	370

■1：【アンケート】1 年間にボランティア活動に参加したと回答した市民の数／全回答者数×100

■2：【アンケート】市の施策に関する情報が市民へ提供されていると回答した市民の数／全回答者数×100

■3：1 年間に募集したパブリックコメントの実施件数

■4：1 年間に地域における懇談会に参加した市民の延べ人数

現況と課題

人口減少、高齢化、少子化は、各地域コミュニティに組織率の低下や役員の後継者不足等といった課題を生み、地域活動に欠かせないマンパワーの不足や活動の低下を引き起こしています。また、このような状況は、教育、安全・安心、福祉等の分野の諸課題を複雑多様化させ、地区ボランティアセンターの立ち上げや地域包括ケアシステムの確立、地域学校協働活動といった新たな取組を地域に求めています。今後は、市民と行政はもちろんのこと、市民が相互に連携しながら、これらに取り組むことが今後の地域活動には、ますます重要になっています。

このような局面において、複雑・多様化する地域ニーズに的確に対応しつつ、自立した地域社会を実現していくためには、市民と行政がお互いに知恵を出し合いながら、対等な立場で連携・協力し、地域づくりに取り組む協働のまちづくりが欠かせないものとなっています。

こうした状況の中、本市では、まちづくりの理念や基本原則を定めた玉野市協働のまちづくり基本条例を平成 23（2011）年度に施行し、条例理念の浸透を図っています。また、この条例の理念に基づいた取組を一層推進するため、「玉野市協働のまちづくり行動計画」を平成 28（2016）年度に策定しました。今後は、この行動計画に掲げる具体的な項目に取り組む、協働による地域づくりを進める必要があります。

また、本市は、平成 19（2007）年度から、市内 10 箇所に設置した市民センターを地域づくりの拠点として、きめ細かい市民サービスの提供と各地域における地域活動の促進に取り組んできました。しかし、これからは人口減少の進行に応じた行政サービス手法の選択、そして将来にわたり持続可能な地域づくりとそれに対する支援が必要となっています。

基本方針

これまで行ってきた地域コミュニティへの支援や、市民の誰もが安心して活動が行える環境をつくるための保険制度等の運用を推進します。また、玉野市協働のまちづくり基本条例の理念の浸透を図るとともに、基本原則に掲げている、市政への参加の機会の保障、市民、市議会及び市の三者による協働、市政に関する情報の共有に基づき、市民主体のまちづくりを進めます。

そのために、「玉野市協働のまちづくり行動計画」に掲げる具体的な項目を進めることで、市民による公益活動の推進と、市民活動が持続可能な環境づくりに取り組みます。

また、平成 29（2017）年 2 月に策定した「玉野市行財政改革大綱実施計画」に掲げた、市民センター及び公民館の今後の方針をもとに、地域の多様な主体の連携、相互支援の仕組みを構築することで次世代においても活動が持続可能な地域づくりを推進します。

今後の主な取組

①市民との情報共有の推進

公正で市民に開かれた市政運営を進めるために、各種説明会、地域懇談会、パブリックコメント、会議の公開や議事録の公開、行政評価など様々な手法により、情報提供の充実に努めます。

②市政への市民参画の推進

市民への行政情報の公開・提供と、地域懇談会など市民との対話による情報交換を推進することにより、市民の市政への関心を高めるとともに、市政に参画できる様々な機会づくりに努めます。

③地域自治活動の支援

各地域のコミュニティ組織、コミュニティ協議会及び公益活動を行っている団体等を支援し、市職員が地域の現状把握や地域づくりに理解を深め、自らも地域社会の一員であるという認識のもと、市民と行政が連携しながら、教育、安全・安心、福祉等各分野において多様化する地域課題の解決に取り組みます。

また、市民活動中の事故等を補償することで、安心して活動を行うことができる環境づくりに努めます。

④多様な地域主体間の連携の推進

コミュニティ活動やボランティア活動、公益活動等を行っている多様な主体間の連携や相互支援関係、ネットワークの構築とその促進に努めます。

重点プロジェクトとの関係

ローカルブランディング創出	ヘルスケアサービス開発	人材育成支援	交流推進	医療介護支援	移住支援
-	-	・協働による地域人材の育成	・地域交流の促進による地域活動の活性化	-	・移住者・地域主体の相互理解の促進 ・移住者と地域主体との融和の促進

大綱：4 行政経営

政策：10 戦略的な行財政運営

施策：36 柔軟かつ多様な行政運営の推進

施策の目標

指標名		現状値 2017 年度	目標値 2022 年度	目標値 2026 年度
1	最終目標を達成した施策指標の割合（％）	—	100.0	100.0

■1：本計画に掲げる施策指標のうち、計画期間満了時点で目標を達成した施策指標の割合

【計算式】最終目標達成施策指標数／全施策指標数×100

現況と課題

地方自治体を取り巻く環境は、少子高齢化の進行、多様化・複雑化する市民ニーズ、高度な情報ネットワーク社会の到来等、劇的に変化しています。

特に、複雑化する行政課題及び多様化する市民ニーズに応えていくためには、所管部門を超えた分野横断的な視点を持ち、柔軟かつ合理的な対応を行う必要があります。また、限られた財源の中で、求められる行政需要に的確に対応するためには、事業の優先順位に基づく峻別を行い、確実な業績目標を達成するための組織及び仕組みの構築やリーダーシップの発揮が求められています。

こうした現状において、直接サービスを提供する基礎自治体の役割と責任はますます増大しており、真の地方自治を実現していくためにさらなる改革の推進が求められています。

また、地方自治体が直面する人口減少問題に対して、平成 26（2014）年度に制定されたまち・ひと・しごと創生法に基づき、平成 27（2015）年度に、人口減少と地域経済縮小の克服等を目的として、「たまの長期人口ビジョン・たまの創生総合戦略」を策定したところであり、本戦略において掲げた人口の将来展望や具体的な数値目標の達成により、人口減少社会への的確な対応が必要となっています。

さらに、急速に高度化する情報化社会に対し、ICT を活用した生産性向上等の取組の推進や、多様化する市民ニーズに対応した効率的で質の高い行政サービスを提供することが不可欠となっています。

基本方針

地方自治体を取り巻く社会環境の変化に迅速に対応し、市民満足度の高い行政サービスを提供するために、各施策の進捗管理に基づき、現状と課題を踏まえた柔軟な施策の見直しを行うことができる仕組みや体制を構築します。

施策の進捗管理に当たっては、行政評価制度を活用し、成果指標の検証により客観的な評価に基づく的確な見直しを図るとともに、施策の実行段階では、人員や予算を最適配分し効率的な行政経営に努めます。

組織体制については、複雑化する行政課題及び多様化する市民ニーズに応じていくために、柔軟かつ機動的な組織体制を構築し、従来の縦割り行政による弊害を打破するとともに、市民目線に立ち、質の高い行政サービスの提供を目指した体制構築を図ります。

人口減少問題への対応策として位置付けた「たまの長期人口ビジョン・たまの創生総合戦略」については、国の制度の動向を踏まえつつ、随時、必要な見直し等を行いながら、人口の将来展望や数値目標の達成に向けた取組を推進します。

また、市内全域で超高速ブロードバンドのサービス提供エリアとなるよう、民間業者と連携して環境整備を図るとともに、高度な情報ネットワーク社会への対応やAI・RPAといった最先端の技術革新を積極的に活用し、行政サービスの向上と行政事務の効率化・合理化を推進します。

今後の主な取組

①行政管理の徹底

行政評価制度を活用し、総合計画に位置付けた各施策の進捗管理を行うとともに、施策目標達成に向け、戦略的な予算編成を目指した仕組みを構築し、各所管部署が一丸となって施策の推進に取り組むために、リーダーシップの発揮やチームワークの向上を含め、職員及び組織の育成を図ります。

②柔軟な組織体制の構築

複雑化する行政課題及び多様化する住民ニーズに対応するために、社会環境に応じた組織体制に見直すとともに、総合窓口化の創設をはじめ、市民満足度の向上を目指した改革を検討します。また、分野横断的な取組への対応が求められる中、プロジェクトチームの創設等、職員個人が持つ職能や知識を最大限活用した柔軟な対応を図ります。

③たまの長期人口ビジョン・たまの創生総合戦略の推進

本戦略の実現に当たっては、設定した数値目標等に基づき、実施した施策や事業の効果を検証し、実効性の高い戦略となるよう随時見直しを図ります。また、これらの検証や見直しにおいては、学識経験者や金融機関等から専門的・客観的な意見を取り入れ、より効果的な見直しが図られるよう努めます。

④情報化社会・技術革新の活用

複雑化・多様化する課題・ニーズに対応し、地域経済や地域社会を活性化させるために、様々な分野におけるICTの効果的な利活用を推進します。IoT、ビッグデータ、AI等の新たな技術やサービスを活用し、市民生活の質の向上及び業務の効率化を目指します。

大綱：4 行政経営

政策：10 戦略的な行財政運営

施策：37 行財政改革の推進

施策の目標

指標名		現状値 2017 年度	目標値 2022 年度	目標値 2026 年度
1	市税徴収率（％）	96.7	97.6	97.9
2	経常収支比率（％）	94.6	94.9	95.0
3	基金残高（億円）	27.0	28.3	29.6

■1：過年度分を含め、1年間に支払われるべき市税のうち、実際に支払われた市税の割合 【計算式】現年・過年分収納額／現年・過年分調定額×100

■2：市税など市の一般財源（収入）に占める人件費等の経常経費（支出）の割合 【計算式】経常経費充当一般財源（支出）／経常一般財源（収入）×100

■3：市の貯金に当たる基金の残高

現況と課題

これまで、財政健全化及び行財政改革の取組により、積極的な歳出抑制及び歳入確保に努めた結果、財政調整基金など主要6基金について、ある程度の積み増しができたものの、依然として、本市の財政規模で適正とされる積立額（約29億円。標準財政規模の20%。）には届いていません。今後見込まれる施設の整備、大規模改修や災害への対応に備え、基金残高の確保が重要となります。

一方で、歳入の大部分を占める市税収入に関しては、人口減少・少子高齢化の進行等により、減収傾向が継続しており、今後ますます厳しい状況を迎えることが予想されます。特に、法人市民税については、景気が若干の回復傾向にあるものの、依然として不安定な社会情勢が続いており、先行き不透明な状況には変わらないことから、今後、大幅な減収傾向に転じることが懸念されます。

こうしたことから、長期的に安定した財政運営を行うためには、徹底的な歳出の抑制に加え、市税の減収分を補うことのできる新たな自主財源を確保していく必要があります。

基本方針

人口減少・少子高齢化が進行することで、今後、ますます市税の減収が見込まれる中、財政運営の基本原則である歳入・歳出の収支均衡を図るために、各種補助制度を含めた事務事業や各種使用料・手数料を含めた歳入確保、老朽化の進んだ公共施設の在り方を検討する等、社会環境の変化に応じて見直しを実施します。

市税・料等については、債権回収の一体化による事務の効率化を検討するとともに、税負担の公平性の観点から、職員の滞納整理に係るノウハウ蓄積や技術力の向上を図ります。

また、今後見込まれる公共施設の再編や大規模改修等の財源として、基金残高の確保に努めるとともに、公会計制度の活用により、適切な資産管理に加え、市財政の透明性を担保し、民間活力を積極的に活用できる環境を整備していく等、安定的かつ計画的で本市の身の丈に合った財政運営に努めます。

今後の主な取組

①適切な予算運用

最適な優先順位付けを行うことで、限られた財源の中で効率的な予算執行を徹底します。

②自主財源の確保

各種使用料・手数料について、受益者負担の適正性の把握やコスト計算を行うことで、定期的な見直しを図ります。また、市が造成した分譲住宅地の販売促進に加え、未利用地や公有財産の有効活用、ふるさと納税の活用等、新たな手法による歳入確保に努めます。

③適切な市税の徴収

関係機関と連携し、収納率向上に努めるとともに、専門的知識の習得等、職員の能力向上を図ります。

④公会計制度の活用

資産の適切な把握やコスト分析を導入するとともに、市財政の透明性を確保することで、より効率的な行政運営に努めます。

大綱：4 行政経営
 政策：10 戦略的な行財政運営
 施策：38 公共施設再編整備の推進

施策の目標

指標名		現状値 2017 年度	目標値 2022 年度	目標値 2026 年度
1	公共施設の延床面積削減率（％）	3.1	6.4	9.0

■1：公共施設等総合管理計画における公共施設の総延床面積の削減目標値について均等配分したもの

目標値は 2056 年度末までに 36%削減と位置付けており、1 年当たり 0.9%の削減に相当

現況と課題

高度経済成長期の人口の急増にあわせて学校や市営住宅、地域の集会施設などの公共施設を集中的に整備してきましたが、これら施設は建築後 30 年以上が経過し、老朽化が進んでいます。同様に、道路・橋梁^{りょう}や上下水道といった都市基盤（インフラ）についても、更新等の老朽化対策が必要となっています。

こうした状況は、全国的に同様であり、国からは、平成 25（2013）年 11 月に「インフラ長寿命化基本計画」（インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議決定）を定め、施設の維持管理・更新を着実に推進するための行動計画や個別計画の策定が求められています。

基本方針

幅広いニーズに可能な限り対応するために行ってきた施設規模の量的確保から、市民が安全・安心に利用できる質の確保へ転換し、真に必要な公共施設を将来にわたって維持し続けるために、本市の人口規模や財政規模などの身の丈にあった公共施設の在り方について取りまとめた「玉野市公共施設等総合管理計画」に基づき、公共施設の再編整備の推進を図ります。

今後の主な取組

①財政規模・人口規模などの身の丈にあった量への転換

既存の公共施設は、人口規模、利用状況、老朽化の状況等を考慮し、周辺施設との共通化、複合化や統廃合により、規模や配置の最適化を進めます。公共施設の更新、新規整備、増設の他、行政機関や民間企業等からの施設の払い下げや無償譲渡に当たっては、行政目的、利用ニーズなどの他、施設のライフサイクルコストを的確に把握したうえで検討し、類似施設の統廃合により、公共施設の総延床面積は増加させないことを原則とします。

なお、用途廃止した公共施設は売却又は譲渡を原則とし、売却の際には施設の資産価値を適切に把握したうえで、解体費用を控除した入札価格の設定や、土地と建物を一体的に売却する手法を検討する等、事務の簡素化、迅速化に努めます。

②安全・安心に利用できる質の確保

一定の市民サービスの水準が確保できるよう、既存施設を十分に活用したうえで、周辺自治体との連携や民間サービスとの連携を図ります。

また、公共施設等の老朽化等を定期的に点検し、保全管理を行うことにより、可能な限り施設の長寿命化を図るとともに、利用者の安全・安心に配慮し、公共施設全体の配置を見直す中で、優先的に長寿命化を図る公共施設については、計画的に耐震化を進めます。

なお、公共施設の利用状況を適切に把握し、耐震改修済みの遊休スペースには他の機能を誘致し、複合施設とするなど、効率的な利用を図りつつ付加価値を高めます。

③維持管理に係るコストの削減

事業に必要な財源を見直し、国・県等の補助金・交付税を最大限活用するとともに、遊休スペースの民間貸与、壁面広告やネーミングライツの活用など、自主財源の確保に努めます。

また、建設や運営に掛かるコストは市民全体が負担していることを再認識し、ライフサイクルコストの意識を高め、利用者と非利用者の公平性の観点から、適切な受益者負担を確保するほか、複数の施設に係る共通経費の仕様を統一し、包括委託するなど、維持管理経費の削減手法を検討します。

なお、設備更新の際には、ライフサイクルコストを勘案しつつ、省エネルギー化に資する設備・手法を導入するとともに、行政サービスを効率的かつ効果的に提供する仕組みとして、民間から幅広い提案を受け付けるサウンディング型市場調査のほか、PFI・PPP 手法等も含めた様々な民間活力を活用する手法を検討します。

大綱：4 行政経営

政策：10 戦略的な行財政運営

施策：39 人口減少対策・シティセールスの推進

施策の目標

指標名		現状値 2017 年度	目標値 2022 年度	目標値 2026 年度
1	総人口（人）	60,079	58,000	55,000
2	転入者数（人）	1,417	1,375	1,322
3	転出者数（人）	1,773	1,601	1,503

■1：年度末時点の住民基本台帳の総人口

■2：年度末時点の住民基本台帳の転入者数

■3：年度末時点の住民基本台帳の転出者数

現況と課題

全国各地で人口減少、少子高齢化が進み、都市間競争が激化している中、移住定住を促進するためには、地域資源の価値を高めるとともに、本市の魅力を効果的・効率的に発信し、“訪れてみたい、住んでみたい、住み続けたい”と思われるシティセールスに取り組む必要があります。

近年では、フェイスブックやインスタグラムといった SNS 等の新たな媒体を積極的に活用する等、情報発信に係る変化への柔軟な対応が求められており、常に情報の内容や活用する媒体を社会のニーズに合わせたものにしていく必要があります。

また、移住者に対しては、移住前における情報収集・準備活動等への丁寧な対応や、移住後においても困りごと相談、地域コミュニティへのつなぎ役など、継続的な支援により、安心して移住できる環境の構築が必要です。

基本方針

情報発信については、市民の誰もが本市に住み続けたいと思えるよう、また、市外の方にも移住先として本市を選択してもらえるよう、広報紙、ホームページ、フェイスブックやインスタグラムといった SNS 等の新たな媒体を積極的に活用するなど、時代の潮流に応じた取組に努めます。

また、瀬戸内海沿岸への移住希望者が増加している中、移住に向けた総合的な支援や、都市交流等の機会を活用した効果的な情報提供により、このまちに“訪れてみたい、住んでみたい、住み続けたい”と思われる取組を推進します。

さらに、市民の定住を促進するため、様々な分野における施策を推進し、市民の誰もが郷土に誇りを持ち、住み続けることができるまちづくりに取り組みます。

今後の主な取組

①効果的な情報発信

本市は、渋川海岸、王子が岳等といった地域資源に加え、子育てしやすい環境や魅力的なイベント等、訪れたくなる、住みたくなる魅力を有していることから、交流人口の増加や移住促進を図るため、これらの魅力を様々な場面で市内外に向けて情報発信していきます。

また、情報発信の際には、広報紙、ホームページ、SNS、新聞、ラジオ、テレビ等の多様な媒体を利用者属性に合わせて活用し、行政が行う事業の内容や玉野市の魅力等、地域に密着した情報を効果的に発信するよう努めます。

②移住定住の促進

市外の方に本市の住みやすさを実感してもらえるように、まず本市を知っていただく、次に訪れていただく、そして体験していただくといった段階的でストーリー性のある情報を発信します。

また、移住希望者が本市移住を検討する際の支援として、地域や関係団体・移住コンシェルジュとの連携により、受入体制及びサポート体制の構築や、移住後も安心して住み続けられるよう、空き家の利活用や地域コミュニティとの関わり等について、総合的かつ継続的な支援を行います。

③玉野会及び玉野ふるさと大使の活用、都市交流の推進

関東・近畿地方在住で本市にゆかりのある人たちで構成される玉野会及び玉野ふるさと大使を活用し、様々な機会を通じて本市の現状を伝えとともに、本市のPR活動を行っていただくなど知名度の向上を図ります。

また、姉妹都市、友好都市等との交流を推進し、情報発信や交流の機会の創出に努めます。